

会議録

平成29年第4回更別村議会定例会

第2日（平成29年12月14日）

◎議事日程（第2日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第59号 更別村公営企業の設置等に関する条例制定の件
- 第 4 議案第75号 カントリーパーク宿泊施設等改修工事請負契約締結の件
- 第 5 議案第76号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第9号）の件
- 第 6 村政に関する一般質問
- 第 7 議員の派遣の件
- 第 8 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	松橋昌和	副議長	7番	本多芳宏
	1番	安村敏博		2番	太田綱基
	3番	高木修一		4番	織田忠司
	5番	上田幸彦		6番	村瀬泰伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	森稔宏
教育長	荻原正	農業委員会 会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	会計管理者	小野寺達弥
総務課長	末田晃啓	総務課参事	渡辺伸一
総務課参事	女ヶ澤廣美	企画政策課長	佐藤敬貴
産業課長	本内秀明	住民生活課長	宮永博和
建設水道課長	佐藤成芳	保健福祉課長	安部昭彦
子育て応援 課長	新関保	診療所事務長	酒井智寛
教育次長	川上祐明	農業委員会 事務局長	小林浩二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	高橋祐二	書記	平谷雄二
------	------	----	------

書 記 小野山 果 菜

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員は8名であります。
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

- 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番、織田さん、5番、上田さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

- 議長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。
議会運営委員会に付託をいたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。
高木議会運営委員長。
○高木議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。
第4回村議会定例会の追加提出案件に関し議長から諮問がありましたので、これに応じ12月14日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。
追加提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、会期に変更はなく、12月15日までの5日間と認められました。
以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。
○議長 委員長の報告が終わりました。
なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

◎日程第3 議案第59号

- 議長 日程第3、議案第59号 更別村公営企業の設置等に関する条例制定の件を議題といたします。
議案第59号について、委員長に審査の報告を求めます。
織田産業文教常任委員長。
○織田産業文教常任委員長 第4回定例会において産業文教常任委員会に付託されました議案について、12月12日、担当課長、係長の出席を求め、委員会を開催し、審査を行いました。その結果について報告いたします。
議案第59号 更別村公営企業の設置等に関する条例制定の件は、公営企業法に基づく更

別村水道事業及び更別村下水道事業の適正なる実施を図ることから、設置、経営の基本、その他必要な事項について定めるものです。

慎重に審査した結果、当委員会は原案のとおり可決決定すべきものと決定いたしました。
以上で審査報告といたします。

○議 長 これで産業文教常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第59号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は可決であります。これから議案第59号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

お諮りをいたします。議案第59号に対する委員長報告は可決であります。議案第59号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は可決をされました。

◎日程第4 議案第75号

○議 長 日程第4、議案第75号 カントリーパーク宿泊施設等改修工事請負契約締結の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第75号 カントリーパーク宿泊施設等改修工事請負契約締結の件であります。

カントリーパーク宿泊施設等改修工事の請負契約を次のとおり締結しようとするものであります。

- 1、工事名、カントリーパーク宿泊施設等改修工事。
- 2、工事場所、更別村字弘和541番地。
- 3、契約の方法、指名競争入札による落札。
- 4、契約金額、金6,868万8,000円。
- 5、契約の相手方、帯広市西1条南29丁目1番地、岡田建設株式会社代表取締役、岡田俊治。

理由といたしまして、工事請負契約の締結につきましては、更別村議会の議決に付すべ

き契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次ページの資料をお開きください。次ページの資料ですが、1の入札日時ですが、平成29年12月12日午前9時であります。2の指名業者は、記載のとおりであります。お目通し願います。3の工事内容、既設トレーラーハウスの撤去、木造トレーラーハウス新設ということであります。あとはお目通しください。4、工期は、契約締結の日から平成30年3月9日までであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第75号 カントリーパーク宿泊施設等改修工事請負契約締結の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第5 議案第76号

○議 長 日程第5、議案第76号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第76号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第9号）であります。

第1条の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ213万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億1,569万7,000円とするものであります。

最初に、歳出からご説明申し上げます。6ページをお開きください。款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費で213万9,000円を追加し、補正後の予算を7億1,684万4,000円とするものであります。説明欄をごらんください。学校施設改修事業、節15工事請負費として給水ポンプユニット取替工事費として213万9,000円の追加であります。これは、12月5日、更別小学校のボイラーと給水ユニットのつなぎ目から水漏れと異音が発生したため

確認したところ、2台交互に駆動する給水ポンプの1台が故障しておりました。このボイラーは、昭和58年の更別小学校建設時から駆動しているものであり、かなり古いものですから、修理に必要な部品もないため、給水ユニットを取りかえるものであります。給水ユニット2台のうち1台は稼働しておりますけれども、1台の稼働では極端に負荷がかかってしまい、稼働している1台も故障してしまう可能性があります。ボイラーそのものの故障につながりかねないことから、早急に給水ポンプユニットを取りかえる必要が生じたものであります。

続きまして、歳入に入ります。5ページをお開きください。款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で213万9,000円を追加し、補正後の額を4,503万3,000円としております。

以上、ご提案を申し上げ、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第76号 平成29年度更別村一般会計補正予算(第9号)の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第6 村政に関する一般質問

○議 長 日程第6、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして更別村の村づくりの基本となる第6期総合計画の「住みやすい 住み続けたいまち ともにつくろう みんなの夢大地」について一般質問させていただきます。

地方分権改革として、総合計画の基本構想の策定義務が廃止されました。それは、自立した地方自治体は地方のそれぞれの知恵により自主的にまちづくりを進めるもので、今期の総合計画であります。私は、議員任期中にこの総合計画の策定期にかかわれることを承

知でここにいます。また、その責任を負うものと自覚して質問させていただきます。第6期総合計画を策定されますまちづくりのテーマ、シンボルメッセージは、更別村の10年後の目指す姿を示しているとは思われません。9月定例会の一般質問に続きますけれども、住み続けたい村をともにつくりたいのとは、村民と行政の関係、あるいは村民みんなでという意味なのか。地方自治法で言う住民の福祉の増進を図ることを基本として住民主体としたまちづくりは基本であり、当然な当たり前のことをまちづくりのテーマとするのはどんな意味を持つのでしょうか。テーマはどのような更別村を目指すのかであり、例えば自然と共生したのどかな村、安全、安心な健やかな村、明るく元気、支え合いによる和やかな村、笑顔あふれる心豊かな村などといったような更別村を目指し、それが住み続けたい村につながるものと考えてございます。笑顔があふれ、一人一人が輝き、願いがかなう更別村と、これは西山村長の公約でございます。それが約束される総合計画になっていますか。20年、30年後につながる10年となっているのでしょうか。まちづくりのテーマが更別村の目指す姿で、そのための最上級の計画が総合計画であり、そのまちづくりのテーマ、メッセージを村民が行政と同じベクトルとして共有し、ともに知恵を出し合っで進めていくものだと私は考えてございます。総合計画の中に目指すまちづくりの方向として、さらに魅力を高め、魅力を効果的に情報発信することで住んでみたい、訪れてみたいと進化していくとしています。それは、更別村はのどかで、健やかで、和やかで、いわゆる田舎がよいということだと思っております。この田舎を全国的に認知していただき、人口の増につなぐように進んでいくことを目指すとしています。私もそう理解し、賛同するものでございます。

そこで、9月の定例議会で、通告外でしたが、ブランドメッセージとしての提案をし、検討してはどうかと質問したところでございますが、どうも検討された経過は全くなく、非常に残念であります。それでは誰とともにつくった総合計画なのか、疑問でございます。繰り返しになりますが、第6期総合計画のまちづくりのテーマ、メッセージは目指す目的ではなく、方法や手法であると私は考えています。今定例会で第6期総合計画における基本構想を定める提案が可決されましたが、第4期総合計画は社会基盤整備を図り、豊かさを求めていた。第5期総合計画は、財政危機を背景とした。社会インフラも整備されたその現状を継続し、これを高めるとし、安心、そして住み続けたいまちづくりを図るとしています。それぞれがテーマとして掲げられていました。そこで質問しましたが、お答えは人口減少等の現状の課題と住み続けたいまちづくりを目指すとしたお答えで、期待していたメッセージが出ませんでした。まちづくりのテーマをともにつくりたいとし、ともにつくりたいみんなのまちを目指す。これが目的ならば、政策目標、政策決定する方法や工程、過程を変えるなど、行政主導からの脱却を目指す。あるいは、いまだかつてない新しいプロセスによる政策決定を目指しているのか。従前と何が違い、何を変えるとしているのか。そして、更別が進化した村になるのか、以下について質問させていただきます。

1点目でございます。ともにつくりたいとする実施計画を策定する方法、工程について。

実施計画は、3年ローリングでP D C Aを行い、10年の計画を推進されるとしていますが、4年目からの3年間の実施計画はどのようなプロセスで立てますか。ともにつくろうとする村民は、P D C Aのどこにどのように参画するのか。従前のどこを変えるのか。そのことを基本計画の取り組みのどこに示されていますか。

2つ目に、ともにつくろうとする合意形成と政策決定の方法、工程についてです。まちづくりは、住民が主体となって、行政主導である場合や住民主導である場合がありますが、それぞれの長所と短所があり、行政主導、住民主導など相互推進型の協働で進めることがよいとされています。前例踏襲とした従前によらないで、ともにつくろうとするのは、新規事業や事業の縮小、廃止、事業の優先順位、予算配分、行財政計画などなど、どこに住民が参画できるのか。また、そのようなことを基本計画の取り組みのどこに示されていますか。

3点目でございます。ともにつくろうみんなの夢大地とするまちづくり基本条例の制定についてです。ただひたすらにまちづくりの原点に帰り、ともにつくろうみんなの更別を考えると。分権時代にふさわしい自主、自立のまちづくりを進めるため、まちづくりの主体である村民と行政が互いに力を合わせるため、協働のまちづくりの推進が重要であり、互いの立ち位置と責任を明確にしたまちづくりの根拠とする条例を定めるべきと考えます。基本計画の取り組みにそのことはどこに示されていますか。

第6期総合計画のテーマ、ともにつくるは、第4期、5期と比べ、輝き、ときめき、笑顔といった抽象的な言葉は一切使わないことにより、よりわかりやすく、具体的で確実なまちづくりのメッセージになっているかもしれません。そうならば、夢大地を村、田舎としたほうがより強いイメージとなります。今期の総合計画の基本計画の重点施策に掲げた1つ目に雇用の創出、2つ目に新たな人の流れをふやすといった考え方で、今人口増に向けた取り組みが重要であると考え、そして現実的に取り組まなければなりません。明確に重点施策を掲げているのに、基本計画の取り組みを見ると前期総合計画と余りかわりばえはしないと率直に思います。人口減少の対象とした雇用と観光、またともにつくろうみんなの更別にする取り組みがあるのか、ないのか。表現が弱いのか、どうなのでしょう。更別村の自主財源の確保など健全な財政計画のもとで執行するには、行政経費の軽減に最も有効とされる共存社会を目指し、進めていく、まさにともにつくるまちづくりになると思います。ともにつくろうみんなの更別村とする、そのための仕組みづくり、行政の指導力、そして住民の意識改革も必要です。また、何よりも今までの数倍の時間がかかることだと思います。それには一手間、二手間の丁寧な説明も必要です。ともにつくるまちづくりを進めるその手法や工程について村長にお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 村瀬議員の総合計画のまちづくりのテーマ、メッセージ、ともにつくろうみんなの夢大地のために何を取り組むのかということにつきましてのご質問にお答えをいたしたいというふうに思います。

第5期の更別村総合計画につきましては、平成20年から平成29年までの10カ年において、まちづくりのテーマを「いつまでも住み続けたいまち 豊かさ・安心・笑顔あふれる夢大地」としまして、第4期総合計画で整備をしました夢大地にこれからもずっと住み続けていく、住み続けたいと思えるまちづくりを目標に取り組みを進めてまいっております。この間基幹産業である農業の基盤整備やインフラとなる道路整備、地域密着型介護老人福祉施設の誘致や憩いの家の建設、改善センターなど既存施設の大規模改修などにより住みやすい環境づくりを進めてまいりました。また、各分野のソフト事業等の取り組みにおきましても、総合計画の実施計画に登載し、ほぼ計画に沿って進めてまいりました。これらの事業については、いわゆるPDCAサイクルを取り入れ、毎年度の評価とともに、評価内容については夢大地さらべつ推進委員会においてご審議をいただいております。このような評価を伴う計画の実行により、第5期のテーマであるいつまでも住み続けたいまちに着実に近づいたのではないかと考えているところであります。

このような中、平成30年からスタートいたします第6期総合計画におきましては、さきの本会議におきまして議員各位の皆様のご承認をいただいたところでございます。第6期総合計画のまちづくりテーマにつきましては、ご質問のとおり「住みたい 住み続けたいまち ともにつくろう みんなの夢大地」としております。前回のテーマは、私たち住んでいる村民が豊かに安心して笑顔で暮らすことができるようなまちをつくる、そのような姿を求めていたと考えるところであります。今回のテーマは、村外で暮らしている方にも目を向け、少子化、高齢化の進展に伴い人口減少が懸念される中で、村外の方からも住みたいと思っただけのようなさらに魅力のある村にしていこうという視点と村民には子育てや防災などの分野に取り組み、安心して暮らし続けられる環境を充実させていく視点を取り入れ、それらを実現するためにはみんなで取り組んで夢大地づくりをより進めていこうという願いから、このようなテーマにさせていただいております。

ご質問の1点目ですが、実施計画を策定する方法の中で村民がどのように参画するのかという点につきましては、実施計画全体としましては先ほど申し上げましたとおり、夢大地さらべつ推進委員会におきまして各事業の評価を報告しているところでございます。委員会につきましては、各団体などの代表の委員と公募による委員が入っておりますので、さまざまな分野からの意見をいただき、村政に反映できるように努めているところであります。基本計画においては、第6章の5、行政運営、財政運営におきまして、PDCAサイクルに基づき事業を見直すものとお示ししております。

ご質問の2点目、新規事業の立案や事業の見直しにおける村民のかかわりににつきましては、村民の皆さんや関係機関、団体などからの要望を踏まえて議論を重ねるケースでありましたり、行政が主導的に課題解決のために取り組むケースであったりと、各分野において生じる課題や内容によって適切に進めていくことが重要であると考えております。したがって、何か画一的な仕組みやシステムを新たに取り入れるというよりも、日々村民の皆さんとの情報交換、意見交換により課題の解決に取り組むことが重要ではないかと考えて

おります。したがって、基本計画では同じく第6章の4、広報、広聴においてお示しする広く住民の意見を聞き取る機会や意見交換ができる機会の拡大に努めてまいりたいと考えております。行政懇談会をこれまで同様実施するとともに、今回の総合計画の策定でも行いました意見募集、いわゆるパブリックコメントの実施、また人材育成の観点から村の将来を担う若者の意見を聞く機会をふやすなど、幅広く取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の3点目ですが、まちづくり基本条例の制定につきましては、ご指摘のとおり村民と行政、議会それぞれが責任と役割を持ち、どのような活動によりまちづくりのために役割を果たしていくのかということを決めていくものであります。協働のまちづくりを進めるためにはふさわしいものと考えているところですが、村民や各種団体、また議会、行政等、それぞれの立場、役割を認識した上で十分な議論と合意形成が必要であるというふうに考えております。今回の第6期総合計画における基本計画につきましては、前期5年間の終了時に見直すことを念頭に置いていますことから、見直しの際に村民の皆さんから条例の制定に向けた機運等が高まり、また準備や関係団体との合意形成等を整えて検討してまいりたいというふうに考えております。

いずれにしましても、第5期の計画期間内に定着した住民協働事業を初め、農業分野における多面的機能支払交付金事業、さらには昨年度からの取り組みとして介護分野におけるささえ愛さらべつを進める生活支援体制整備事業など、村民の主体的な活動がなければ成り立たない事業に取り組んできておまして、それぞれ進展しているところであります。また、第6期基本計画において掲げました重点施策は、子育て支援や防災、教育など全てが村民の関心と活動なくしては進まないものであり、このような取り組みの積み重ねにより、ともに夢大地づくりを進めていく。他人事ではなくて自分たちのこととしてまちづくりを主体的に考え、行動に結びつくよう行政としても努力してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 1点から3点まで今説明いただきました。1つ目の質問の答えの中に、私は従前と同様に進めるということに理解したところでございますけれども、私は総合計画のまちづくりのテーマにあるともにつくろうという意味について、そここのところを特化して質問しているものでございます。従前どおりでしたら、もっと従前どおりのテーマがあってもいいのではないかと。あえてともにつくろうとした意味を重ねて再質問になりますけれども、ともにつくろうとするのは、夢大地推進委員会に行政側で提案して答申をいただく、いわゆる諮問機関に対して、これは住民とともにということに当てはまるのか、ここはもう一度答弁いただきまして、2つ目の質問をさせていただきますけれども、合意形成のとき、新規事業、見直し等々につきまして、私は全く今説明のあったとおりでございまして、日々の村民とのつながりが大事であります。また、今後ますますそのこと

が重要として求められることだと思っております。ただ、今のお答えは、それができているということなのか。行政が、役場職員がそのことを認識して行動や活動ができているのであれば、議会だのアンケートだの、仰々しくいろいろと決め事などや仕組みに取り組む必要は私もないと思います。ここはとても重要なことですから、再度質問させていただきますけれども、広報等で村民の方々にいろいろな情報や課題が十分理解され、そして日ごろから役場職員は住民と情報交換や意見交換がなされ、課題、問題解決しているという認識なのでしょうか。それともそういうことが重要ですよという認識なのでしょうか。できていないものをできているような認識のあり方で説明とすることは、私の求めている答えにはなってございません。

今本当に役場の職員の顔が見えません。庁内での業務が恐らく忙しいのか、特化していることだと思います。そこで、何人の職員の人たちがどれだけ住民の人とつながっているのか。例としまして、そういった独自の青年団活動的なことがあるのか。また、文化サークルやスポーツサークルに何名加盟しているのか。いろいろな世代層との交流が図られているのか。ボランティア活動は実際しているのか。また、ボランティア休日があるのに、ここに何人の人が参加し、何日休んでいるのか。そういった状況についてお聞きしたいと思っております。

そして、一例として今社協でささえ愛としていろんなことに取り組んでいるのですが、かなり地域があります。これらの活動は職員に強制できませんが、ほかに何でもいいですから、そういった取り組みがあれば具体的にお示ししていただきたいと思っております。

ともにつくろうとは、日ごろから住民とつながることとするならば、これは人事評価として評価してはどうでしょうか。また、職員を行政区担当二、三名程度張りつけるなど、地域の情報交換、課題を掘り下げるなど課題解決に取り組むことを仕事としてはどうでしょうか。

再度質問いたします。日ごろから村民とつながり、情報交換がどのぐらいできているのか、その状況をお示してください。また、職員の人事評価、そして行政担当を配置するなどの考えはございませんか。

○議 長 西山村長。

○村 長 今村瀬議員さんの質問でございます。ともにつくろうということであえて村瀬議員さん質問なされたということで、前段の第6期の総計と第5期総計と、テーマの部分でともにつくろうという部分が入ったわけですが、その中身が余り見えてこない。どういう認識をしているのだというようなご指摘であったというふうに思います。私としましては、ともにつくろうというのは非常に重要なフレーズであるというふうに考えています。これまでいわゆる行政主体、あるいはいろんな形で合意形成とか、村民の方のニーズを把握しながら、それを行政に、政策に結びつけていくということが計画的にされてきました。今からは、私は思うのですけれども、いわゆる自治体自治、地方自治でありますけれども、その部分と、今最も重要であるのは住民自治です。これをいかに融合させ、結

合させていくのかということがこれからの時代必要になってくるというふうに考えています。昔は、いろんな形で、例えば公民館活動とか、地域の中心となっていたいろんなことがなされてきたり、近所のいろんなつき合いとかが密になっていて、いろんな部分で自主的に住民の方が行政を頼らずに自分たちの力でいろんな環境整備とかいろんな部分をやってきたということでもあります。今からの時代は、私はまさに原点に戻るというよりも、今から例えば高齢化社会とか人口減少とか、さまざまな課題があるのですけれども、福祉、介護も含めて、住民の力を本当にかりてといえますか、依拠して行政もともにやっていかないとこれは進んでいかないのではないかとこのように思っています。今までは、例えば議会と行政は車の両輪であるということが言われていましたけれども、そこに1つは住民が加わる、そしてあらゆるJAさんとかいろんな関係団体、いわゆる4つの車輪、4輪駆動として行政を前にエネルギーに推し進めていかなければならないということでもあります。

したがって、このフレーズは、単に言葉でともにつくろうという、一緒にやりましょうねということではなくて、住民もその意識に立っていただいて、これからの村をどういうふうに自分たちが主体的にかかわって、課題を共有しながら行政とともにお互いに力を出してやっていくという認識に立って進めていくということがとっても大切になってきているのではないかとこのように認識しております。したがって、その部分についてともにつくろうという言葉がフレーズの中に出ささせていただいたということでもあります。今般いろんな部分で第6期の総計の中には、いわゆる協働事業とか、支え合いの村づくりとか、いろんな部分できています。ことしは大きな動きがありまして、支え合いにしても介護にしても、いろんな部分につきまして非常に住民の方が大きく参画をして、本当に独自の勉強会とか、講演会とか、あるいは中央からいろんな講師の方を招いて、助け合いマップとか、いろんな部分でつくったりをしております。そういう部分でどんどん、そういうことが進んでいけば、まさに行政主導ということもありますけれども、それでやらなければいけないことでもありますけれども、ともに同じベクトルを目指して、村瀬議員さんが言うとおりに、そして同じ方向を向いてお互いに力を出していくところがこれからの村の行政にとってとても重要であるというふうに考えております。

2つ目、いろいろ役場の職員の意識の問題というふうなことがありました。私は、従前から、村長になったときからお話ししておりますけれども、役場は役場職員、私も含めまして村民のためにあるということを強調しています。そのために、今からの職員は単に、いろんな条例が変わったとか、国のいろんな方向性が変わって条例の変革とか、いろんな改正等あるわけですがけれども、決められたこともしなければいけないわけですがけれども、決められた、与えられた仕事をこなすだけではもはや行政は成り立っていかないと考えております。つまり自治体職員として今言われた、お話ししたともにつくろうという観点でどんどん、どんどん地域に出て行って、そして住民の方々と触れ合い、コミュニケーションをとり、そして住民のニーズを把握しながら、それを政策化できる能力を持ってこそ初めて自治体の職員であるというふうに言うことができると思います。私は、課長会議の中、

あるいはいろんな会合の中でこのことを話しております。今予算編成の時期になりますけれども、知恵とアイデアを出してくださいと、これからどういうふうなことをしていけばこの村は豊かな村が継続して発展していけるのか、維持できるのか、そのために自分だったらこうするという提案型の予算案を提案してくださいということしておりますし、そのためには住民の方に広くいろんな活動をしなればいけないというふうに思っております。

具体的な数字はつかんでおりませんが、ボランティア活動、あるいは文化活動、トラクターBAMBA等もありますし、文化財の保護、あるいは支え合いを見ているといろんな形で職員が参画している様子を見ますし、いろんなスポーツ活動等々を通じて役場職員が、本当にこれが満足できる状況かといえば、ご指摘のとおりでありますけれども、どんどん、どんどん今外に向かって出ていっている状態ではないかというふうに思います。これからも職員がそういうような視点を持って村民の中に溶け込んで、そこからニーズを把握し、そして課題を発見し、そしてそれを提案していくという、そういう自覚的な自治体職員としての自覚を持って村政の一員を担っているのだという自覚を持って担ってほしいというようなことを思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 説明の中に具体的に全て欠けてございます。思いは伝わります。村民の主体性、関心、自分たちがやるのだ。また、ニーズの把握をする等々、いろいろ言われていますけれども、それがされているのですかということなのです。本当にされて、今の行政が反映しているならば、あえて私はここで言うつもりもございませんし、そのことをテーマと掲げるといふことの位置づけが希薄になっているのではないかということですから、村長おっしゃっているのは、そういう社会であり、そういうことを目指すということは十分理解できますけれども、形になってございませんと私は思っております。だから、質問しています。

実際に文化活動に何人出ていますかということなのです。答えは要りませんが、本当に把握していますかということです。といったようなことも含めて再三言っているのですけれども、最後の質問になりますので、3点目の質問の中にあります、私は、今期の総合計画のまちづくりのテーマはともにつくろうみんなの夢大地ですから、この1丁目1番地はやはりまちづくり基本条例だと思っております。これを制定するべきだと。今おっしゃったことが全てここに入ってくるわけです。私たちの立ち位置、行政の立ち位置、あるいは民間の方々がいろいろいます。そういうことを明確にするものですから、何もここにつくらない意味はないと思うのです。まして、機運が高まると説明読んだときに、住民が高まるのでなくて、まさに今村長が高まっているではないですか。村長が高まっているにつくらないということについて、私はどうも理解ができないのです。

ちょっと私整理しましたから、羅列して言わせてもらいますけれども、今後の10年間に

協働のまちをつくる気持ちが本当にあるのか、ないのか。本気度が見えないということです。また、今おっしゃったように、今の答えでは思いはわかりますけれども、何も形になってございません。行政で課題を明確に整理し、これからも同じようなことをやっていくというならば私は何も言いませんけれども、あえてともにつくろうとしたときのイメージと合致するような基本計画になっているかということなのです。そののところを履き違えないで説明していただきたいのです。基本計画にちゃんとうたわれていますみたいなことがあれば、そこをお示しください。

それで、何回も繰り返しになりますけれども、まちづくり条例はまさに適していると言いながらも、その合意形成に至らない。ところまでの議論をしないまま機運が高まるのを待っているということですから、本当に理解できません。再度質問します。協働の社会を目指すのであれば、というよりも必要だ私は思っています。そこで、行政、住民のどちらかの機運が高まるのではなく、機運を高めなければならない時代にあるということ、何かを待っているときではございません。これが行政計画から公共計画とする考え方であり、今総合計画はそうあるべきだということも求められています。ともにつくろうみんなの更別と唱えるだけのものでしたらお答えは要りませんが、今期の総合計画の最も重要な課題、まちづくり、目指すまちは協働の社会がよいとされているが、現実には本格的に進んでいないという状況がどの自治体にもございます。そこで、あえて協働の社会を本気で進めることなのではないかというふうに私は考えてございます。そのまちづくりのテーマがともにつくろうみんなの夢大地なのではないかというふうに考えてございます。すぐにでもまちづくり基本条例の制定に着手すべきと考えますけれども、再度質問いたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 私は本気であります。そして、今お話ししたことは、第6期の総計にちゃんと掲載をしてあります。基本計画の中で、コミュニティ、協働のまちづくりということで、基本的な考え方、取り組み方針として、住民自治の意識を尊重し、住民主体の活動や地域活動を促進します。従来の住民、地域、行政の役割の分担の見直しや掘り起こしを行い、住民協働事業を初め、地域住民や団体がよりまちづくりを自主的に提案し参画できるよう、協働のまちづくりを実践しますということを方針として出しています。具体的な施策としては、コミュニティ施設の維持管理、あるいは、ここが重要ですが、コミュニティ活動の支援とか住民自治の推進、まちづくり組織、活動の促進、協働のまちづくりの推進という観点で政策的な内容を網羅してあります。決して言葉だけのうたい文句ではないということをご理解いただきたいというふうに考えております。

あと、いろんな形で住民基本条例、前もご質問あったときに私は前向きな答えもさせていただいているのですけれども、近隣の町村も調べさせていただきました。制定されているところ、今から一番新しいのは平成何年でしたか、9年前ですか、ということで合併問題が非常に課題に上ったときに、行政の責任、そして議会の責任と役割、それと住民とし

ての責務というようなことで、そして項目についてはすごく多岐にわたっています。住民投票というのもその中には入っていますし、実際私もいろいろ調べていったのですけれども、今度の総計を立てるときにもいろんな形でアンケートをとったり、いろんな部分もしたり、ワークショップを取り入れたり、そういうこともありました。

実質的にはいろんな部分が整備をされてきているのですけれども、もう少し合意形成をしていって、基本条例というのはあらゆる村のいろんな部分の上で基本的なルールということになりますけれども、いわゆる最上位に位置づけられた日本国でいえば憲法と同じものであるというふうに言うことができると思います。したがって、全くその必要がないということを行っているのではなくて、その部分についてずっと私の頭の中には、各部署に検討もしてくれというふうなことで話をしておりますし、またいろんな部分で住民の方のいろんな方とのそういうような機会とか、今回の総計に当たってはいろんな手法があったわけですが、その部分を見ながら、やっぱり総合的にまとめていって、少なくとも制定するにはかなりの時間を費やすのではないかとというふうなことを考えておりますので、その部分について引き続き検討させていただきたいということをお答えとして申し上げさせていただきますというふうに思います。

役場職員の話になりますけれども、先ほども繰り返しお話をしましたように、実は1月1日に宣言をされる認知症になりにくいまちづくりという宣言を1日にやります。これは、いろいろな大人の学びだとか、認知症の高齢化の部分で大きな問題となっている部分なのですけれども、これは職員が提案をしてきたものであります。村長、これをぜひ宣言しましょうと、いろんな形で活動等取り組んでいるけれども、やっぱり村はこういう形でそういうような取り組みを今後進めていくのだということを内外に明らかにし、そして住民の方たちとのコミュニケーションもとっていくという必要性があることから、これを提案してきました。私は、まさにこれが役場職員の、自治体職員のあるべき姿だというふうに考えています。みずからいろんな場所に出向いて、そしてニーズを把握し、そしてそれを政策にしてくると、具体的なものとして議会に提案をしたり、いろんな形で住民の方たちに広くアピールしていく。この姿をずっと求めていかなければなりませんし、村瀬議員ご指摘のとおり、まだまだ力不足のところとか、やっぱり不十分のところも私は課題として感じております。だから、その部分をしっかり、どこの目線に立って行政を運営していくのかというところをしっかりと基本に据えながら、ご指摘等々いただきました部分について課題解決に当たって前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 もう3問目の質問が終わりましたので、再質問はできませんけれども、ちょっと確認させていただきたいことがあります。

最初の答弁の中で、住民の機運が高まれば5年後のときに見直すという最初の答弁でございました。今最後に確認しましたところ、私は本気ですと、やりますというような、私

はまさに行政側が先頭を切ってやるというふうな答えに聞こえたのですけれども、それはどちらが正しいのでしょうか、再度確認させてください。答えが私の整理ができませんので、よろしく願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 議長のお許し得ましたので、基本条例は今言ったように引き続き検討させてくださいということであり、今やっておりますということであり、よろしいでしょうか。

○6番村瀬議員 以上で終わらせていただきます。

○議 長 次に、2番、太田さん。

○2番太田議員 通告に従い、一般質問させていただきたいと思っております。

質問事項ですが、はだし教育を進める上での弊害について、質問の要旨ですが、更別幼稚園と建設中の認定こども園上更別幼稚園の遊戯スペースの床材をゴムチップなど負担の少ない床材にすべきではないかということです。平成18年に現在の更別幼稚園が建設され、同時に更別のはだしにおける土踏まずの形成、感覚の発達を促すため、はだし教育を始めました。現在におけるメリットという面で理解できる箇所はありますが、遊戯スペースをはだして走り回る中で、床材に対する設備が不十分と感じます。現在更別村の遊戯スペースでは、小中学校やトレーニングセンターのようにフローリングでかたい床材を使用しています。通常そういった施設は、運動靴を履いて利用します。足や膝に負担をかけないようにすることと、けがの防止のためです。しかし、幼稚園の遊戯スペースでは、はだして走り回り、生活をしています。幼児は運動機能の発達段階にあり、どうしてもどたばた走ってしまい、体にかかる負担は大きく、そこを配慮するならば、遊戯室を運動靴を履くか、床材を足や膝に負担の少ない素材にかえるべきではないでしょうか。参考程度ですが、運動時の床のかたさ、負担などを用いた数字をGであらわすと、現在の床材は140G程度であるとされています。100G以下が望ましく、安全性は85G以下が優良とされていて、そこを幼児は靴を履かずにはだして走り回っているため、足にかかる負担というものは140G以上のものとなっていて、深刻な問題になっているのではないのでしょうか。私が耳にした中でも、6名の幼児が幼稚園から帰宅後足の痛みを親に訴えたという話を聞いております。本年完成した中札内のこども園もはだし教育を始めましたが、ゴムチップ製の足や膝に優しい素材を使用しています。

来年完成する認定こども園は、遊戯スペースにゴムチップを使用せず、かたい床材を使用し、はだし教育を行う予定です。何か考慮された部分はあったのでしょうか。床暖房を使用する予定ですが、それは理由にならないと思います。はだし教育を行うならば、上更別のこども園は早急に補正予算をかけてでも変更しなければならないだろうし、行わずに進めるのであれば、運動靴を履かせるよう対策をしなければならないと思います。村長の見解と対策をお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 太田議員ご質問のはだし保育、教育を進める上での弊害についてに関してお答えを申し上げます。

更別幼稚園では、平成18年に現在地に移転改築と同時にはだし教育を実施しておりますが、フローリングでは運動機能の発達段階にある児童には体にかかる負担が、負荷が多いのではないかとのご指摘であります。確かにはだし教育は、運動靴を履いている場合よりも足などに負担がかかるかもしれません。はだし教育、保育を行っている大きな理由は、子どもたちが使用する運動靴の靴底が年々厚いものが多く、足の裏への刺激が少なくなっていることなどから、土踏まずの形成や発達が年々遅くなっていると言われていて、はだしになることで足の裏が刺激をされ、土踏まずの形成を促すことで体のバランスもとれるようになり、子どもの運動能力を向上させる効果が期待できますし、また足の裏への刺激を与えることで五感を刺激して、脳の発達を促し、足の指をふんだんに使って走ったり歩いたりすることで体の成長を促すことが期待できます。

そこで、遊戯室の床材に対する設備について、更別幼稚園、改築中である認定こども園上更別幼稚園、両園について調べましたところ、日本国内標準であります日本工業規格、通称J I S規格における規格番号J I S A6519番、規格名称、体育館用鋼製床下地構成材に基づいて設計をされております。転倒、衝突時の床のかたさ、Gは、下地がコンクリートにフローリング張りの場合は140Gとなりますけれども、この数値は表面仕上がりのみでなく、下地が大きく影響しますので、両園どちらも転倒、衝突時の緩和のために木床組みの上にフローリング張りということにしております。したがって、その数値は60から90Gで計算しております。これは、一般家庭でのフローリング張りと同等の数値でありますし、J I S規格に適合している施設整備となっているところであります。仮に遊戯室だけの上靴使用とすると、子どもが自由に遊ぶ時間に遊戯室の出入りのたびに脱いだり履いたりするというので、自由に伸び伸び遊ぶ状況がなくなったり、上靴とはだしの子どもが混在する状況ができてしまうこと、上靴の子どもがはだしの子どもの足を踏んでけがをさせてしまうことも想像できますので、遊戯室だけでの上靴使用は保育の狙いに対する効果が期待できないというふうなことで、難しいのではないかとこのように思われます。

はだし保育を続けるなら施設改修が必要ではないかとのことですけれども、施設の安全性が確保されているという状況から、多額な費用と想定されます施設改修を行うことは村の財政運営上からも非常に厳しいと考えておるところであります。幼稚園教育要領には、遊びを通した幼児の自発的な活動、自分の体を十分に動かして進んで運動しようとするのを狙いとしておりまして、更別幼稚園の保育過程でも体を動かして伸び伸びと遊ぶと位置づけてはだし保育を行っておりますので、これまでと同じく体の成長を促す効果が大きく期待できるはだし保育を続けていくことが望ましいのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 はだし教育について、土踏まずの形成、五感の発達という部分はあるか

かもしれませんが、私ははだし教育とそもそも村の考えたものは何かという疑問があります。どんぐり保育園一つとってみれば、どんぐり保育園ははだし教育をすごく推し進めていると思うのですけれども、もちろん床のやわらかい土だとか、足に石があったりと、そういったところから五感を形成したり、土踏まずを形成する、そういったことはわかります。がしかし、更別幼稚園は、ただはだし教育を始めて、足にかかる負担、子どもたちの足に負担がかかっているという現実がありながらも、その施設に安全性がない。ただそれだけで済ませていいのかなということも甚だ疑問に思うところでもあります。子どもが伸び伸びと生活するためにはだしを推し進めているのに、そこで伸び伸び生活した結果足が痛い子どもに寄り添わない、そういったのは子育て応援課のあり方としてどうなのかなと思うところがあります。

寄り添う子育て応援課のあり方ということでは言わせてもらえば、私前回の一般質問でも幼稚園に目安箱、意見箱をつけたらどうだというお話をさせていただきました。そのときも設置までに約2カ月半の時間を要しました。2カ月半の時間を要してどれだけの立派な、立派なと言ったら失礼ですが、保護者または先生方に寄り添ったことが子育て応援課が主導となることができるのかなと思ったら、目安箱、意見箱をあけられるのは子育て応援課に限ると、そういう決まりになっていました。私は、この2カ月半の行政側の検討結果に対してちょっと不満に思うことであり、その手順のあり方は幼稚園の保護者から意見が出たならば、それはまず幼稚園の先生がそこを開封して、意見をもみ合う、そしてその日のうちに子育て応援課に連絡をして、子育て応援課にどういった回答をしたらいいか仰いで、それをまた保護者に伝えてくる。こういった流れというものがしっかりできているのかなと思っていたのですけれども、そこも寄り添った気持ちが足りないのかなと。本当に保護者のため、子どものため、何のためにつくられたものなのかというメッセージが足りない気がします。

そういったことも、メッセージという面では村長が公言しております一元化に向けて推し進めていくと、検討していく段階にあるわけですが、そういった段階での説明会など一つをとっても、なかなか保護者に理解を得られないような説明というか、何かいい方法はないかという意見の聞き出し方についてもちょっと疑問に思うところがあります。以前報告会を行ったりもしましたが、なかなか人は来てくれません。問題に寄り添う、問題に対して保護者に対して、みんなに対して寄り添うという気持ちがあれば、私は子育て応援課がある程度の一元化に向けたたたき台を持って説明会をするのは当たり前だと思いますし、そういったことで保護者からの意見が吸い取られ、よりよい村づくり、一元化に向けたとしても一歩進めたものになってくるのではないかなと思います。そういったことを考えれば、幼稚園とどんぐり保育園の柵を取り払って、少しでも交流を多くして、一元化に向けて保護者同士、先生同士の交流が深め合える、そういったものを子育て応援課がつくっていかねばならない、そういうふうに思います。

話は戻りますが、ゴムチップに関して、本当に足が痛い中、施設の安全性が確認されて

いるからそれでいいのか。それでよければ、トレセンなども運動靴を履いて利用することになっていますが、そこははだしで利用したって何も問題ない、そういった考えにもなってくるのではないかなと思います。

改めまして、子どもたち、足が痛いという子どもがいる中、安全性が確認されている、それだけで済ませられるのか、もうちょっと寄り添った形が子育て応援課にあるのではないかと、そのことについて伺いたいと思います。

○議 長 太田さん、はだし教育の関係で、子育て応援課の話とはちょっと離れていますので、そちらについて村長、答弁お願いいたします。

○村 長 含めましてご回答させていただきたいというふうに、答弁させていただきます。

1番目の安全性を確保しているからということで、それでうやむやにするべきではないというような話がありました。ご指摘のとおりであります。私は、はだし教育というのは非常に重要な部分であるというふうに考えています。これは、ちょっと大げさな話になりますが、人類の歴史の中でいわゆる2足歩行になって手が自由になったところから道具やいろんなものがつくれるようになり、そしてそれが一番大きかったのは脳に与える影響が非常に大きかったということでもあります。はだし教育や保育は、これは福島県の白河市の白河市立関辺小学校で始まったものでありますけれども、なぜそういうものが進められてきたのかといいますと、土踏まずを形成しなければ、バランスのとれた子どもたちの発達が図れないということでもあります。

ご存じのように、赤ちゃんは寝返りをして、次にするのははいはいであります。これは、2本の親指を足の指を使って体を支え、そして動かしていくということでもあります。次に高ばいということになりまして、腰を浮かして、腹がつかない段階でいきます。そして、2足歩行になっていくわけです。これが脳の成長には非常に大きくて、足が第2の心臓であるというふうなことも話されているように、変な話ですけれども、ダーウィンが進化論を唱え、そしてエンゲルスがその後人間の成長とそういうような器官の発達、そういう相関関係を示し、そしてエミール、教育論を書いたルソーがそういった人間の能力の成長と体の発達器官というのは非常に密接に結びついている。だからこそ人間であるのだというふうなことを主張されてきました。そういう発達理論に基づいた保育内容、あるいは保育カリキュラム、教育内容が叫ばれてきたわけであります。

したがって、私は、施設の問題あります。だから、非常に残念だったという話も聞いたことあるのですけれども、例えば床暖をするのにヒノキの板だと床暖のせいで冬浮き上がってしまう。変形してしまう。そうなるのを防ぐために、例えば合板を厚くすると。すると、それはかたくなって、はだしの教育にとっては、保育にとっては非常にやりづらくなるというような話もありましたし、余りやわらか過ぎても、これは土踏まずのアーチが2つあるわけですけれども、3つ原則的にはありますけれども、そういうような中でなければ、本当に体のバランスがとれないということで、脳の発達に非常に支障が、支障とい

ますか、大きく影響するということでもあります。したがって、フローリングとかいろんな部分はありますけれども、私はむしろ保育カリキュラム、教育カリキュラム、そしてはだし教育を何のために、どういうふうな形でどういうふうな狙いを持って子どもたちにそれを提供し、そしてそれをカリキュラムや保育内容に取り入れていくのかというのが重要であると思います。だから、室内だけではだし教育をしていてもほとんど意味がないといえますか、それだけでは克服できません。やわらかい土、ややかたい土、重要なのは坂道で立つです。はだしで立つ。そういうような運動を繰り返すことによって、それと室内でのはだし、板張りで運動することによって、そして脳が非常に大きく成長していった、人間としてのいろんな機能が働いていくということでもあります。五感というのは、まさにいろんなものを感じる、触れる。そして、いろんなところから感じたそういう保育とか、そういうものが必要であるというふうに考えています。

先ほど柵を撤去したらいいのではないかと、私も賛成です。それを指示しておりますけれども、いろんな形でグラウンドに出て、いろいろ特色ある保育園のグラウンドとか、遊び場であるとか、グラウンドもあるわけです。いろんなところを子どもたちが行き来をして、そして土踏まずの形成、あるいははだし教育のメリットを大きく役立ててもらいたいなということを考えております。

そういう点では、先ほどちょっとありましたけれども、応援課をつくったわけですから、迅速に対応して、やっぱりスピード感を持って、計画性を立て、そして目標に向かって着実に前進をしていくというような形で施策を遂行していかなければならないと思います。そのためには、的確性とスピード性が常に求められるということでもありますし、リーダーシップを子育て応援課は子育て応援課として、村の子育て支援をやっぱり最先端になってやっていくという点では私自身も先頭に立って頑張っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 目安箱とか保育園一元化について発言してしまったのは、フローリングに対する安全性が確認されていないから、そこから子育て応援課は寄り添うという形はどこだという形で例を挙げさせていただいたわけで、子どもたちの実態に寄り添って、そこで生活するのは子育て応援課ではなく子どもたちなのです。その子どもたちの目線に寄り添った、そして保護者の理解も得られるものになるように主導権、主導となって一歩踏み出した政策、一歩踏み出した取り組みをとってほしいですし、そういった中で合意形成していったほしいと思います。

では、次の質問に行かせていただきます。次は、教育長に質問させていただきます。質問事項ですが、少年団はこのまま衰退するのか、スポーツを通した子どもたちの健全育成について、質問要旨ですが、教育長の少年団などに対する意見と今後の計画についてです。少子化や共働きなどの時代の変化により、更別村の少年団も団員数が減少し、スポーツを

通した子どもたちの健全育成が危ぶまれる状況にあります。そこで、教育長の少年団に対する現在までの見解、見通しと今後の計画についてお伺いいたします。少年団は、このまま衰退していいのか、それとも推進するのか。団員数減少は少子化、共働きの時代の変化によるものは理解できますが、更別村の学童児童数は約70名と多く、村が抱える課題となっていますが、これを教育委員会はどう受けとめ、少年団の推進を図っていく考えなのでしょうか。指導者、後継者不足の課題対策等も教育委員会としての考えを持つ必要がありますし、社会教育にかかわる助成も含め、全体的に見通し、立て直しを図る必要性があると感じていますが、いかがでしょうか。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 太田議員ご質問の少年団はこのまま衰退するのか、スポーツを通した子どもたちの健全育成についてお答えしたいというふうに思います。

まず、少年団に対する現在までの見解、見通しと今後の計画についてお答えしたいというふうに思います。本村のスポーツ少年団数につきましては、更別地区に野球、柔道、スケート、水泳、バレーボールの5団体、そして上更別地区には1団体としてバドミントン、水泳、スケートの3種目の部が活動しております。また、活動の範囲を更別、上更別の枠に関係なく自分の好きな団体に所属する子どもたちも多く見受けられます。それぞれが教職員、保護者、地域の皆様のご指導のもと、活発な活動を行い、すばらしい成績をおさめているところであります。しかしながら、少子化などの影響により年々子どもたちの数が減少し、少年団活動の中でも団体協議においてはチームを編成するための人数を確保することが困難となることも危惧されておまして、管内では他の町村の学校と合同でチームを編成して大会に出場するなどして子どもたちの活動の場を失うことがないように努力している団体もあることから、本村も将来的にはこのような連携策を考えていかなければならないと考えているところでございます。近年は子どもたちを取り巻く環境も変化してきておりますので、学校現場、そして保護者、子どもたちの意見も聞きながら、学校、家庭、地域が連携、協力し、また他町村の動向も注視しながら、少年団活動を通して子どもたちの成長につながるよう、それぞれの状況に応じて支援、指導を行い、少年団活動が衰退しないよう推進していきたいというふうに考えております。

次に、学童保育所を利用している子どもたちの増加と少年団の団員数の関連性ということでございます。更別村の学童保育所では少年団に登録している子どもでも通うことができますので、現在学童保育所に登録している子どもたちのうち、少年団に加入している子どもたちの割合は約7割となっております。核家族化、共働きの増加や女性の社会進出などの要因もあり、子どもたちの居場所としての学童保育に対する需要が高まったと考えられますが、その増加が少年団の加入にどのように影響しているのかわかりかねるところでございます。

次に、指導者、後継者不足の課題解決についてですが、指導者の発掘、養成については、その必要性を感じているところであり、そのための支援も行ってきております。子どもた

ちのスポーツ活動については、体力の向上のみならず、健全な心身の育成、人間関係を通して社会性を養うなど、教育的な意義は大変大きいものと考えておりますので、村の子どもたちは村が育てるという強いメッセージを発信して、地域の皆様のご協力を求めていきたいと考えております。

次に、社会教育にかかわる助成を含めた全体的な見直しについてでございますが、現在少年団に対する助成については、その運営に対する助成と各種大会への派遣に対する助成を行っておりますが、いずれも社会教育団体の自主的な活動に対する支援として行っているものでございます。多様化する昨今の子どもたちの活動に対する支援については、社会教育活動に対する支援の枠組みとは別に、21世紀を担う夢を持った子どもたちの健全な育成の推進を図ることを目的に、個人や団体が実施する特色ある新たな取り組みや体験、交流活動等の視野を広げる活動に支援を行うことも夢基金を活用した助成を行っておりますが、基金創設後10年が経過しておりますので、その運用の範囲を適宜検討しながら、時代に見合った活動の支援のあり方を模索していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 学童に関して、学童に加入しているうちの7割が少年団に登録しているということですが、私が言いたいことは、学童、このようにさまざま多様化してくる子どもたちの活動実態が変わってきた中で、どのようにすれば少年団の数は減らずに、衰退せずに継続していけるかということだと思います。それには、どこか魅力の低下、少年団の団員数、子どもの数が少なくなればやれるスポーツも減ってくるだろうし、そういったことでの魅力の低下というものが挙げられると思うので、そういったことも意見の聞き取りについては子どもたちから、どういったスポーツだったらよかったのだろう、またはそれを保護者から聞き取る際には、ただ単純に保護者にどうだろうと言うのではなく、参観日などの後の懇談会の後でたくさんの保護者がいる中でそういった意見の聞き取りを進めていけば、よりよいものになるのではないかなと思っております。

そして、少年団活動に対する後継者や指導者等に関しましても、ボランティアの時代ではなくなってきていたりだとか、後継者という面で次の担い手というか、人はいるのでしょうけれども、スポーツを教えられる人はいるのでしょうけれども、引き継ぎというか、そういったものがなかなかうまくいかないところもあるのではないかなと思っております。そういったところの考えは、教育長の中でどの程度の認識があるのか。そういったところは、私は今見直しにきている時期にあるのではないかなというふうに思っております。

そういったことも含めまして、こども夢基金というものがあるわけですが、今は割と限定された基金の利用にとどまっている状態です。今この基金の全体の金額ですが、残高で1,154万5,100円残りが、残高があります。基金があります。こういった基金が今年度も補正で約270万の補正をかけて、ここの基金はふえるだろうと。子どもに関するふるさと納税に対する期待も多い中で、ただこの基金のあり方というものも適時検討していくというこ

となのですけれども、子どもたちのこと、指導者のこと、今後の少年団のあり方全体を通して基金のあり方というものを探ってほしいと思います。具体的に約1,000万以上の基金があるわけですが、この基金の具体的な、今の先ほどの答弁の適時という範囲ではなく、これからもうちょっとこういうふうにといい発展していったご答弁がありましたら、ご回答いただきたいと思います。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 ただいまのご質問の中で、まず子どもたちや親の意見を聞いて魅力のある少年団のあり方をどうするのか、それから指導者、要するに子どもたちを指導する立場の人はどういうふう育てていくのか、あと基金の運用ということだったのですが、まず今の少年団を取り巻く環境、とりわけ学校についてどういう状況にあるのかということや地域の方が知らなくてはいけないというふうに思っているのが私の第1なのです。それで、きのう道新の記事の中で先生の働き方改革ということで記事がありました。長時間労働を問題視している教員のあり方について、この中教審の考え方なのですからけれども、特に負担が大きい部活、これは必ずしも教員が担う必要はないということで、今後は将来的には地域単位の取り組みへ移行するべきだというような考えが示されております。ということは、地域が、今のは部活の話なのですが、少年団活動についても同じことが言えるのかなということがあります。そういうことを考えれば、地域の方が今学校現場でどういうことが起きているのかということやまず知って、その上で地域で活動している社会教育的な少年団活動についてどう取り組むのかということが必要になってくるのかなというふうに考えております。

それで、コミュニティ・スクール、法律が変わりまして導入が努力義務化されておりますが、コミュニティ・スクールでは地域でどのような子どもたちを育てていくかということがまず第一に検討していかなければなりません。その中で、今学校が置かれている状況を地域の皆さんが知って、学校と一緒に地域が子どもたちをどのような子どもたちに育てていくかという部分をもう検討していかなければならないという状況にきておりますので、ただいまご質問のありました子どもたちのスポーツに対する、少年団に対する魅力づくりのお話ですとか、あるいは指導者、今学校はこういう形に置かれているという部分をコミュニティ・スクールの中できちっと議論して、熟議して検討して、地域の方の協力を引き出していきたいなという思いがあります。

それと、あわせて夢基金の使い方なのですが、今の夢基金については、利用範囲というか、助成の範囲が非常にすぼまっております、最初の私の答弁の中でもお話ししましたが、よその団と組まないと要するに活動ができないとか、あるいはことしもありましたが、小学生の女子児童が全国大会に行った。それでも、夢基金の範囲の中に入っていないということで、同じ村の子どもたちが同じように活躍しているのに、片方はそういう形で支援を受けて片方は支援は受けられないと。そういう部分につきましては、きちんと今後の見直しの中で考えていかなければならないのかなというふうに考えております。夢基金につ

いては、子どもたちの健全育成に使ってほしいというような思いで寄附されたものですから、その意向に沿った形で、あるいは先ほど言いましたコミュニティ・スクールの運営協議会の中で正しい運用、使い方についてきちんと協議していきたいというふうに考えております。具体的にどのような部分でという部分につきましては、まだそこまで検討進んでおりませんので、この場ではちょっとお話しできませんけれども、そういった意味を含めてきちっと協議して、健全に子どもたちが育つような方向でもって支援をしていきたいというふうに思っております。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 今後変わっていく地域活動のあり方というものも教育委員会が主導となって推し進めていってほしいと思います。その中で、後継者に関しては、ボランティア活動の中、時間を割いていただいているところもあります。そういったことの時代の変化、先生方から地域活動での少年団にあるものならば、そういったことのお考え方も改めて考え直さなければいけないのかなと思っております。だからとって、先生が少年団の活動に何もしない、そういうことにもなってこないと思いますので、その辺は教育長の腕の見せどころ、よりよい先生、スポーツに熱心な先生の受け入れに対して、少年団推進に対して熱心な受け入れをしていってほしいと思います。何せ子どもたちが夢を持てるスポーツを通した健全育成というものは、本当に心、体、いろんな仲間を通して育まれるものだと思っております。大切だと思っておりますので、そのように今後進めていってほしいと思います。

それでは、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。

○議 長 答弁いいのですか。

○2番太田議員 答弁よろしいです。

○議 長 この際、午前11時35分まで休憩といたします。

午前11時22分 休憩

午前11時35分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、織田さん。

○4番織田議員 通告に従いまして、住民タクシーについて質問させていただきます。

更別の住民、特に市街地から離れた地域に住んでいる人、高齢者にとっては、移動手段としての自動車の利用は欠かせません。今後10年、20年後のことを考えると、今自由に車で移動している高齢者の方などはいつまで運転を続けていけるかという不安を持っています。運転免許の更新時においても、70歳以上で高齢者講習、75歳以上で認知機能検査を受ける必要があり、また3年ごとの更新になります。これは、高齢者にとっては大きなプレ

ッシャーとなります。また、運転しているのミスやちょっとした事故に遭遇したりして、免許の返納を考える方も多くいます。しかし、現実として、今車の運転ができなくなるということは、通院や買い物の移動手段も大きく制限されます。せめて以前更別にあったタクシーがあればという声は多く聞かれます。村では村民バスなどを運転しますが、庭先からではなく、路線まで出かけなければならないということもあり、年間の利用者が少なくなっています。社会福祉協議会やサラリでも介護の必要な方々の輸送業務を行っています。登録や事前の申し込みが必要であり、手軽に利用できません。

そこで、村内の住民みずからが支え合い、助け合いの一環として、また村に訪れる人の移動手段の一つとして、他府県でも見られるような自家用車による有償運送を過疎地などで求める国土交通省の特例制度に基づいた住民による住民タクシーなどを更別村に取り入れることができないのか、行政が先に立って、これからますます進む高齢化社会の住民の移動手段の一つとして今後考えていってはどうでしょうか、村長の考えをお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田議員さんからの住民タクシーについての質問にお答えをしたいというふうに思います。

現在村では、65歳以上の高齢者、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者に対して、更別村移送サービス事業として社会福祉協議会に委託をして無償で村内医療機関への通院に限り実施をしております。登録者は、11月27日現在、高齢者が12名、身体障害者の方が1名という状況になっております。そのほか、一般介護予防事業、要支援2以下が対象で、健全な65歳以上の高齢者を含みますけれども、通所する場合のみ介護保険特別会計で社会福祉協議会と委託契約を締結しておりまして、8名の送迎を無償で実施しておるところであります。また、道路運送法第78条第3号に規定する福祉のための有償運送業者として登録し、介護保険法による要支援、要介護の認定を受けている方、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者が申し込みをしている方が大樹町の企業組合ひなたぼっこで、身体障害者手帳所持による利用者でありますけれども、ひなたぼっこで1名、中札内村の特定非営利活動法人いきいき生活支援・夢といろで介護保険法による要支援者4名、要介護者1名が利用している状況であります。村民バスも勢雄方面、更南方面、上更別方面、協和方面、更別市街地、国保診療所からを含めまして、平成28年度は年間1,970回、延べ3,225名の利用がありました。

議員のご提案の国土交通省の特例に基づいた自家用車を用いた住民による住民タクシーでありますけれども、道路運送法第78条で規定される有償運送を示しているものでありまして、第2号に規定される公共交通空白地有償運送、第3号で規定されています福祉有償運送の2つに限り認められているものでありまして、本村では福祉有償運送につきましては既に村外の法人によりサービスが実施されておりまして、2年に1度の登録更新時に福祉有償運送等運営協議会を開催をいたしまして、村、ボランティア団体の代表、想定され

る福祉有償運送等の利用者代表2団体、北海道運輸局長の指名する職員、タクシー事業者の代表をもって協議、調整を行っているところであります。さらに、公共交通空白地運送につきましては、特定非営利法人、NPOが実費の範囲内で行うものとされておりまして、市町村長が主宰する公共交通空白地運送運営協議会での協議が調った市町村単位で旅客の発地または着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとされておりまして、簡易登録が必要で、会員資格には制限はないのですけれども、会員のみサービスとして限定されているものでありまして、国土交通省の資料で集計された時期がはっきりしておりませんが、全国で99のNPO法人等が運営しているところであります。

福祉有償運送を手がけるNPO法人は、全国で2,458団体であり、圧倒的に少ない現状にあります。この要因として、本村を例にとりますと公共交通空白地域運送の対象数を推計いたしますと、北海道の免許証の平均所持率73.4%からすると約85名の方、福祉有償運送の対象者は330名と2.5倍の開きがあります。このため、事業を行うことにより一般旅客事業者の経営を圧迫する可能性があるため、協議会での反対で協議が調わなかった事例も考えられております。少々古いデータですが、国土交通省の平成22年度の資料で公共交通空白地運送協議会において一般運送業者、事業者等の反対により協議が調わなかった場合が77%以上ありました。その理由としては、事業者側が現状の車両、便数で足りている、需要がないとの意見が40%、採算面が不安で不要との意見が30%出されている現状でありました。また、市町村運営有償運送も各町村で行われておりますけれども、その多くがバス運行型であり、市町村で路線を決めて実施されておりますが、多くの場合有償としつつ、赤字となっている現状があります。

織田議員さんご指摘のとおり、今後高齢化社会が進んでいく中で、運転免許証の返納者が増加することは容易に想像されるところでありまして、本村としても何らかの方策を検討しなければならない時期に来ていると認識しております。平成22年のデータでありますけれども、1,000円の経費で525円の収益を上げるのがやっとならぬということ、経営はかなり厳しい状況ではありますけれども、赤字補填は他の事業による補填や公的補助による補填で補っている現状が示されております。今後需要動向を把握をしながら、関係部署で各種対策を検討してまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 農村地域に住んでいる方が少しでも多く、村の行っているイベント、あるいはサークル活動や講演などの事業に参加するとき、あるいは買い物に出るときにもやはり市街地に集まりやすくすることがまず第一、市街地の活性化につながると思います。また、今後考えられています村内の宿泊施設を利用する方にとっても、車で来ている人はいいのですけれども、車を持たないで訪れた人が村内を観光したり、あるいは移動するにも、やはりバスよりは小回りのきくタクシーのようなもののほうがいいと思いますし、また以前にも確かに更別ではタクシーの事業所がありましたが、さまざまな事情により撤退

しています。

そこで、この更別に私たち住民みずからの手によるタクシー事業を行ってはどうでしょうかということ。個人が自家用車で料金をもらって運送を行うのは白タク行為とみなされて、道路運送法で禁じられています。しかし、国土交通省の特例制度に基づいた公共交通空白地有償運送の条件にのっとって住民がタクシー事業を行うことが私にはできると思います。特徴としては、かなりボランティア的な要素はありますが、今私たちが使用している自家用車を利用して人を運送して、対価が支払われるということです。事業主体といたしましては、社会福祉法人を初め、公益法人あるいは農協、商工会などの各団体が当たり、車は私たち住民が使用している自家用車をもって運送業務に当たれるということです。また、運転者は70歳以下で、5年間以上の無事故、無違反、また車については損害賠償保険に加入していることなどいろいろな条件はありますが、そしてまた運送料金は一般運賃のおおむね2分の1の範囲内で、営利を目的とすることをしないとなっております。住民の支え合い、助け合いの上からも行政が先に立って、大きな支援も伴うかもしれませんが、住民や事業主体となり得る法人や団体などとの協議を今後は重ねていく必要もあるかと思いますが、村長にお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今織田議員さんご指摘の部分ですけれども、住民が支え合いといいますか、いろんな部分で、タクシーというか、小回りのきく利便性のよい、そういうような移動手段が自分も村長になったときからそこのところの課題は行政懇談会、あるいはお年寄りの方の会合へ行っても、何とかならないのかというようなことを本当に強く言われておまして、ここは本当に着手していかなければならないと思います。

織田議員さんのご指摘のとおり、昨年の例ですけれども、国交省の特例ですか、特区に基づきまして、京丹後市というか、私も京都におりましたけれども、網野町とか、そういうような非常に交通の便が悪かったり、バス路線が廃止されて、まちの病院に行くにも非常に不便な場所があります。海岸地帯とか。その京丹後市でささえ合い交通というのを、住民の手によるタクシーを始めております。これが軌道に乗っております、運賃が最初2.5キロまでが480円、その後1キロにつき120円が加算されるということで、これは京丹後市のタクシーの料金より安いということと、午前8時から午後8時まで運営をしているということで、京丹後市全域で停車、降車ができるということで、非常にすばらしい取り組みであるというふうに思っています。また、運転者も18人登録をされておまして、非常に数としても多いかなというふうに思っています。また、以前もありましたけれども、配車サービス会社で米国にありますウーバー・テクノロジーというのがあるのですけれども、これは東京方面ではもうなされていますけれども、そういうふうな登録されている方がスマホのアプリを通じて、ここにいるから来てほしいと言いますと、タクシーよりも早く来て運んでくれるということになって、比較的クレジットカード決済とかいろんな利便性があるということで、今東京から次第に郊外に広がっているわけですがけれども、そういうことも

必要なのかなというふうに思っております。

今サラリの方はNPOの方でもやっていますけれども、運転手といいますか、運転をしてもいいですという方の登録と会員全体の登録数をもっとふえないと非常に難しいところもあるとは思いますが、今言われました住民ささえ合い交通ということで考えますと、それは本当に前向きといいますか、すぐにでも検討していかなければいけないというふうに思いますし、この質問をいただいてから、関係機関と一体どういうふうな形で打開策があるかどうかと、これは喫緊の課題だということで話をしましたところ、協議もいろんな業者、タクシー業者等、村とも関連のある部分で、例えば営業所を再びここに進出をしてくれないかとか、あるいは先ほどの住民タクシーをするにはどういう規制緩和をして、どういうふうにしなればいけないのかということを具体的に検討しております。できるだけ早くこの足の問題を解決したいというふうに思っています。

コミュニティーバスも今路線あるのですが、曜日を決めて行っていますけれども、なかなか周知がされていないということと、玄関先までということにはいかないの、その点あるのですが、周知するためには一回試乗会みたいのを行って、そしてこういう路線を走っていますというような形で広く村民の皆様に啓蒙もしていきたいというふうに思います。本当にこの問題は早く解決しなければならないということで、私は重要な村の課題というふうに考えておりますので、速やかに取り組んでまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 十勝管内の町村の中では、高齢者の移動のためにタクシーを利用している人に助成をしたり、その助成について検討している町村もありますが、残念ながら今本村にはそのタクシーがありません。また、まちづくりのテーマの中に住みよい、住み続けたいまちづくり、あるいは6期総合計画の中にある基本的目標の便利に生活できるまちづくりの中で、高齢者になっても移動しやすい環境とあります。10年、20年後の住みよいまちづくりを考えると、多くの村民が利用でき、目に見える事業の1つとして考えてみてはどうでしょうか。道内はわかりませんが、管内においては公共交通空白地帯の住民によるタクシー事業に取り組んでいる町村はありません。ぜひ本村がモデル事業となるように先駆者として取り組んでみてはどうかと思ひまして、これを最後の質問とさせていただきます。

○議 長 西山村長。

○村 長 道内各地、ここに資料ありますけれども、コミュニティーバスとかいろんな形で、この間は近々では芽室町が運転免許証返納者の方にタクシー代を助成するというような形で、うちも返納した場合どうしようかというような話もしたのですが、タクシーがないということで、なかなか難しいですねというような話も担当者から聞いているのですが、ほとんどほかの町村でもいろんなコミュニティーバスとか、あるいはス

クールバス、芽室はそうですけれども、混乗というか、まぎって乗ることができるというように、さっきウーバーの話ありましたけれども、京丹後市をもうちょっと研究させていただきまして、その部分と、あるいはサラリも頑張っておられますので、その部分の会員拡大とか、あるいは新たに新規でそういう事業をやっていただける方というのも模索をしながら、できるだけ早い時期にまたご提案させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 以上で終わります。

○議 長 ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩といたします。

午前11時52分 休憩

午後1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

村政に関する一般質問を続けます。

1番、安村さん。

○1番安村議員 それでは、議長の許可をいただき、通告に基づき、ご質問させていただきたいというふうに思います。

本提案案件につきましては、行政が管理する市街地景観樹木植栽の改善見直しの必要性について質問をさせていただきます。更別村は、自然環境に配慮し、緑化保全、維持対策を推進していることに異論はないところでございますが、基本的観点から景観保持と生活空間での癒しがなければなりません。しかし、現実には人工的植栽の必要性もあり、記念植樹祭を毎年行っている状況でございます。事市街地の景観樹木の植栽木について村が管理する公共施設並びに公営住宅、緑地帯には落葉樹を中心とした植栽木が多く見られ、日常生活においてさほど気になる状況ではないものの、本年秋以降の強風により一気に落ち葉が散乱いたしました。大量の落ち葉が散乱することでの周辺道路や施設、近隣住宅、交通障害など環境悪化が懸念されるところでございます。加えて、秋以降の落ち葉は、降雨や凍結などにより歩行者や車両運行に悪影響を及ぼす要因ともなり、何らかの改善対策が必要ではないかと思っております。

村は、平成15年に更別村景観保全条例を制定し、第1条、目的では、緑豊かな田園景観をつくるため、自然環境の保全と回復、緑化の推進や市街地景観の美化など、良好な景観形成を行うための必要事項を定めるものとし、1項目めは自然環境、生活環境の保全と維持、2項目めは安全で快適な生活を営む環境等など、5項目につき定義づけをしているところでございます。さらに、第7条、緑化の推進では、村長は良好な自然環境を保持する

ため、村有地の適正な緑化の推進を行い、潤いのある自然環境形成に努めなければならないとしております。また、第11条、勧告または指導では、景観形成を阻害、もしくは悪化させていると認めるときは、必要な勧告及び指導をする旨の明記をしているところでございます。すなわち本条例の定めは、地域住民、事業者、行政を含めた景観保全遵守事項であると認識しているところでございます。今回は、その現状、実態を踏まえ、ご質問させていただきたいというふうに思っております。明確なる回答をお願い申し上げます。

まず、第1点目でございますけれども、行政が管理する公共施設、公営住宅等における緑地帯の景観樹木の植栽について、いかなる基準により樹木の選択、計画、実施をしているのか、その詳細につきご説明をいただきたいと思っております。

2点目、本年秋の紅葉期には、市街地、とりわけ突出して曙団地緑地帯に植樹されている落葉木の葉が至るところで散乱し、道路、歩道、住宅敷地など広範囲にわたり景観を損ねている実態があり、行政が管理する景観樹木に対し、現状での問題意識は持っているのかどうか、その確認をさせていただきたいと思っております。

3点目、曙団地公営住宅周辺は、公営住宅に限らず、医療、福祉施設並びに高齢者住宅もあり、落ち葉による住環境悪化や景観悪化、加えて歩行、交通障害の可能性もあり、さきに述べたとおり、更別村景観保全条例の定めからも行政として何らかの改善をすべく襟を正すべきではないかというふうに考えているところでございますけれども、これら改善対策についてのご説明並びにご回答をお願いしたいというふうに思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員ご質問の行政が管理する景観樹木植栽の改善見直しの必要性についてお答えを申し上げます。

村では、第5期総合計画における自然環境の保全、保護、また更別村景観保全条例を定め、良好な景観形成、環境美化に努めているところであります。積極的にご協力いただいている住民の皆様に深く感謝を申し上げます。次第であります。

ご質問の1点目でございますが、公共施設や公営住宅などにおける樹木の植栽について統一的な基準は設けておりませんが、村木であるカシワを中心に、各施設の整備方針に基づき整備を行っております。曙団地につきましては、緑豊かな周辺環境と夏季は繁った葉により住戸内の日射抑制と外部からの視線を遮り、冬季は落葉により日射を取り入れることができることから、快適な住環境の形成のため植栽が進められてきたものであります。

2点目の質問でございますが、曙団地は整備から25年が経過をしております。最近では、建物に影響を与える樹木の剪定、伐採、間伐を行っております。落ち葉は秋の景観の一部でもあり、景観を損ねるという認識はありませんが、入居者の一部の皆さんからは落ち葉の処理が大変であるという声をお聞きしており、入居者の過度な負担という問題は認識しているところであります。

3点目の質問でございますけれども、曙団地につきましては、更別村公営住宅等長寿命化

計画における入居者アンケートにおきまして、緑などの自然豊かな住宅周辺環境に満足しているという回答は88.9%と高い満足度をいただいておりますけれども、入居者の過度な負担を軽減できるバランスを考え、樹木の整理を行いたいと考えておりまして、来年度も建物などに影響を与える樹木の伐採など、費用を予算計上させていただき予定であります。また、更別村景観保全条例にあるとおり、良好な環境形成には住民の積極的な協力が不可欠であることから、今後とも行政と住民が一体となった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今1項目、2項目、3項目の3項目についてご回答いただきましたけれども、私が今回の一般質問させていただいているという趣旨の中には、今1番目のご回答をいただきました快適な住環境の形成をしているという言葉と、景観を損ねていないというご回答をいただきましたけれども、これは損ねているから私が一般質問しているわけでございまして、実態的に行政として今回の秋の落ち葉の多さ、あるいは住民の住宅街あるいは高齢者住宅の敷地内、あるいはその中に入ってきている落ち葉の多さ等を実質的に確認をされているのかどうか、その点改めてご質問させていただきたいというふうに思います。

それと、この案件につきましては、昨年も私どもが議会の報告会の中で一般住民から、場所は違うのですけれども、落ち葉の関係で邪魔になっている、あるいは何らかの景観も含めて住民生活に影響を及ぼしているということで、平たく言いますけれども、憩の家とリサイクルセンターの間のシラカバの木だと思っておりますけれども、それを指摘した。あれ20本ぐらいしかないはずなのですけれども、それも指摘があったということで、一部上層部、3メートルから4メートルの高さ以上のものについては枝払い、並びに少し頭を切ったような状況ですけれども、基本的にそういう住民のクレームが来ているということ自体が、この景観の保全条例の中で村が考えている景観保全の考え方と住民が考えている保全のあり方、住環境のあり方というのが全く違うのではないかと、余りにも乖離している考え方ではないかと。まして、失礼ですけれども、今回のご回答をいただいた中に、住民の声を十分把握した中の回答にはなっていないのではないかと、いうふうに私は捉えていますけれども、しつこいようですけれども、この2点について改めて村長の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 1点目の住環境は損ねていないというふうな回答というふうにご指摘ありましたけれども、一部私も現場というのですか、曙も見させてもらいましたし、私の所にも直接声は届いていますので、清掃、ブローですか、持ち出して、本当に掃除が大変だということで、何とかならないかというような話もお聞きしています。損ねていないということは話してはおりません。癒やしとかいろんな部分の緑に囲まれた住環境ということでは、

そういう形で年々整備をされたり、支障木については伐採しているわけですが、昨年のような強風が吹きましたとき、あるいはそうでない春先もあるわけですが、そういうときに、春先はうちはありませんけれども、いろんな形で落葉というのですか、その部分で住民の方にご苦勞というか負担を過度にかけているところもあるなという認識は、先ほども申しましたように課題としては認識はしております。

住民の方々と住環境の保全条例の保全の部分が認識が違うのではないかということですが、私も安村議員さんおっしゃいましたように、環境保全条例全て再度確認を自分の中ではしておりますけれども、最初にありました第2条の4項目ないし5項目の部分、それと村長の役割、その部分についてはしっかり認識しているところでありまして、やっぱり自然環境、生活環境はしっかり守っていかなければいけないというようなこともあります。その辺では、乖離といいますか、自分としては乖離というよりも、そういうような不都合、ふぐあい、過度の負担があった場合については、これは速やかに対応しなければいけないのかなというようなことも思っております。

実際にいろんな現場に行く職員もいるわけですが、その中で話をお聞きしたり、何とかならないかという話は直接聞いておりますし、公共施設の部分については福祉施設とか医療施設等々の部分については何回か、決められた業者、民間に委託しておりますので、その部分については診療に来られる方とかに支障のないように、安全にできるようには努力しているところであります。

また、第6期総計の中で第4章の4にありますけれども、環境美化についてはクリーン作戦を村と環境美化推進協議会の共催により実施をし、行政区における河川、道路の支障木の伐採、清掃活動、花壇の整備等々を行っているわけですが、住民の方にもいろいろとご努力願っているところでもありますし、行政区によっては毎週1日、清掃しているところもあります。そういったところも依拠しながら、住環境の整備ということで村の景観保全条例の趣旨に沿うようにしっかりと私も責任を感じながら実施をしていきたいというふうなことでありまして、決して損ねていないということを申し上げたわけではありませぬので、また本当に住環境の整備はしっかりしなければいけないというふうなことを考えておりますので、そういう答弁をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今村長からご回答いただきましたけれども、私が2回目の先ほどの説明の中でまず心配したのは、この実態を村長は今ご回答の中で一部住民からの苦情を受けたというお話をしていましたけれども、庁舎内でどれだけこの現実を現地に行き見て見た部分があるかという質問を先ほどさせていただいたのですけれども、実質的には私は4回ほど現地に立ち会っているのですけれども、基本的にはあの落ち葉というのは20センチ以上たまっているのです。道路の縁だとか、あるいは高齢者住宅に入る入り口だとか、めちゃくちゃたまっているのです。私が見た中で2回目に見たときには、シルバーセンターの一人

の方が一生懸命大きな袋を持って、多分短時間のうちに10袋以上、一人ですよ、一人で片づけていたということもございますし、4回目には建設水道課の職員が軽トラに乗って見て歩いたというのを僕は実態的に見ているのですけれども、そこは景観を保全するのだという認識と、私が村長に今言ったのは損ねている、損ねていないというへ理屈論ではなくて、住環境として住みやすい環境づくりをするのがこの条例の趣旨であって、一時的でもこのような実態があって、住民の参画できれいにさせていただくのは当たり前のことでしょうけれども、行政が責任を持って管理している樹木ですから、そういう部分については何らかの改善対策をきちっととっていただかなければ、ことしだから樹木がシラカバの木も含めて葉が繁茂し過ぎて、急に秋に強風が来て落ちたという理論ではなくて、それらを踏まえた改善対策をどう図るかというのが今回の私の提案テーマでございまして、樹齢25年、30年、実質的には福祉施設、医療施設の前の道路や何かは頭を切ったようなシラカバの樹木がございましてけれども、シラカバ樹木だけでなく、落葉木、私専門的な部分の名称わかりませんが、ああいう樹木の落葉というか、落ちる葉の部分については一気に障害が出る。障害というか、弊害出る可能性ありますので、これはこれとして、そこは景観保全をする。住環境、癒やしも含めてという観点からすると、来年度予算計上するというご提案でございまして、ぜひともそこは抜本的な改善を図りながら、そこに住む住民の人だけでなく、通行する人もいらっしゃるわけですから、もっと快適な部分で整備を図ることでの提案をしたいし、またそういう部分の村の計画もお願いしたいというふうに思っていますけれども、これ最後でございまして、本当に大切なこととさせていただきますので、その点の捉え方と見解をもう一度村長にお願いして、最後の質問とさせていただきますというふうに思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんおっしゃるとおりでございまして、私はそういう指摘があったときには各課にすぐ出向いて、すぐに現場等々、あるいは作業が必要である場合はその部分の担当課が出向いて、そういうような形でしているというふうなことは把握しているつもりであります。建設水道課もいろんな現場を回りながら、ほかの課も含めて、住民生活課もそうですけれども、環境を阻害するものがあれば、直ちに赴いて、その部分の改善策あるいは作業等を実施をしているところでありますし、その部分についてはしっかりと今後も、いろんな通報を受けただけではなくて、日常的にパトロールといいますか、見ながらしっかりと把握をしていきたいというふうに思いますし、今ご指摘のところは非常に課題となっている部分がありますから、その部分で住環境の整備、あるいは安全上の問題もありますので、その部分についてしっかりと対応策といいますか、それについて考えていきたいと思っておりますし、また行政懇談会あるいは行政区長会議等で協力も要請しながら、行政と住民が一体となって協働のまちづくりということでもありますから、その部分でしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。また、3月の予算計上のときにはその部分の話もさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ありがとうございます。今回は、あくまでもちょっと気になった曙団地だけの話をしていますけれども、全体的に村が保有する施設等の部分の緑地帯の関係については統一見解を持って、それなりの予算措置を講じながら改善を図っていただきたいということもお願いし、また要望しながら質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

◎会議時間の延長

○議 長 本日の会議時間は議事の都合によって延長します。

この際、午後6時まで休憩といたします。

午後 1時51分 休憩

午後 6時00分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 村政に関する一般質問（続行）

○議 長 村政に関する一般質問を再開をいたします。

順次発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 通告に従い、一般質問させていただきます。

村の基幹産業である農家の戸数が年々減少しており、これ以上減らさないために村として現在どのような考え方をしているのか。私は、以前にも酪農、畜産農家を守るための方策として研修牧場の必要性について質問させていただいたところではありますが、酪農、畜産農家に限らず、畑作農家も後継者不足などにより離農を余儀なくされているのが実態であります。この対策として、平成21年12月に施行された改正農地法による農地利用集積円滑化事業を本村の後継者対策や新規就農者対策として推進できないかについて質問をしたいと思います。

ご承知のように、この円滑化事業は、村や農協、それ以外の団体であっても認可を受けることで農地所有者の委任を受けて行う農地所有者代理事業、後継者等の研修を行う研修等事業、農地集積のための売買や貸し付け、借り受けなどができ、希望する農業者に農地の提供を行う農地売買等事業の3つの事業があります。現在推進会議でも村の農業担い手センターの再編や業務内容、法人化などについて検討していると聞いておりますが、私も農業担い手センターが新規就農者や後継者、あるいは配偶者対策を初め、農地の集積も可能な円滑化事業を含めてこの事業を総合的に担うことが最もふさわしいというふうに考え

ているところであります。農家を減らさない策として、円滑化事業を含めた業務を推進するための農業担い手センターの役割の強化、あるいは研修生受け入れのための宿泊施設の建設、新規就農者に提供のできる農地の確保、またそれと現在村の条例があるわけなのですけれども、ハードルが高いとされている新規就農者や認定農業者になるための条例あるいは規則の見直しも含めて、これにあわせて検討する必要があるというふうに私は思っているところであります。この点について村長はどのように考えるかお聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 上田議員の農地利用集積円滑化事業等を推進するための農業担い手育成センターの役割についての質問にお答えをいたします。

議員がご指摘のとおり、農家戸数は後継者不足などの理由から減少が続いております。2015年、平成27年の農林業センサスでは農家戸数は234戸となっており、2010年、平成22年と比較すると7戸が減少しております。本村の農業は個別経営が主体となっており、土地利用型作物を中心とした作柄上、1戸当たりの経営面積は拡大傾向にあり、さらなる規模拡大意欲を持つ生産者も少なくありません。次代を担う後継者に安定した経営環境を整えるために一定の規模拡大は必要であると認識をしておりますけれども、一方で経営面積が拡大することによって生産者1人当たりの農地管理面積が増大し、労働力不足からくる事業時間労働の慢性化により、農家子弟の後継者離れも懸念されるところであります。

こうしたことから、既存の後継者対策のほかに新たな農地の担い手となる新規就農者対策をあわせて進めることが本村農業の持続的発展に不可欠であると認識しております。さきの第3回定例議会での安村議員のご質問にお答えしたとおり、酪農畜産クラスター協議会において畜産研修農場の検討を開始するとともに、農業担い手育成センターにおいて宿泊研修施設及び研修プログラムの検討を進めているところであります。規模拡大意欲を持つ生産者が多い本村で、新規就農を進める上で最も高いハードルの一つが農地の確保であります。議員のご提案にあります農地利用集積円滑化事業は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が定める農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に定める基準を満たす農地利用集積円滑化団体が事業規定を策定し、市町村の承認を受けることで農地の所有者から農地を引き受け、担い手へ再配分することが可能となる事業であります。新規就農者を含む農地の集積を進める上で有効な手段の一つと考えております。

事業の実施に当たりましては、ご提案にあります農業担い手育成センター等の既存組織を事業主体とすることも一つの方法であります。新たに農業公社を設立するということも視野に入れ、新規就農者の受け入れ、研修、就農支援のほか、農家子弟の後継者を含む担い手対策を総合的に進めるべく、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 丁寧な答弁ありがとうございました。私は、本村の農業についてですけ

れども、耕作面積は本当に広いということで、日本一の大型農業と言われるほど更別の農業は充実しているところだというふうに思っております。これからも農業機械、あるいはGPSの普及などによってますます発展するだろうというふうに期待しているところであり、ますけれども、新規就農者を受け入れるためのそっちのほうばかりやってしまうと、今現在の農家の部分が今言ったように拡大していかないというようなこと、そういったことのジレンマがあることも事実なのですけれども、更別村が目指す農業の方策というのはやっぱりすばらしいものだろうというふうに思っているわけであります。

今村長から説明があったように、農地の集積業務というのはその大半が北海道農業公社の農地の中間管理機構事業によって行われているということは私も知っているところであり、ますけれども、ただこの部分をもし進めるとするならば、新規就農者あるいは後継者対策の農地の提供ということになるとやはり難しいのだというふうに理解しているところであり、ます。そこで、十勝管内の状況をちょっと調べてみました。円滑化団体による農地売買等を行っている町村は、土幌町や清水町含めて6町村ありました。そしてまた、先日ですけれども、新聞に載ったかと思うのですけれども、新得町が新たにやっているというようなことで、ご存じかと思えますけれども、まさに町村でも単独で農地の集積というのが、要するに売買行為ですね、売買あるいは貸付業務ができるというわけであり、ます。

そこで、質問しますけれども、先ほどちょっと答弁にありましたけれども、農業担い手センターの役割を強化すべきなのだろうというふうに思っております。確かに農業担い手センターということになれば農業委員会の絡みがありまして難しいということはわかるわけなのですけれども、村長の言うように新たな組織を立ち上げて、やはり農地の確保というものが一番大切だというふうに私は思っております。かけ声だけでもしやっただとしても、農地の確保、提供というのは全くできていないのが更別の今の実態でないかと思っております。ですから、本村独自の農地の確保、提供できるような部分を、そういったシステムを構築をしてそういったことに推進をしていくという考え方があると思っております。その点についてちょっと村長に再度質問したいなと思えます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今上田議員さんのお話あったのですけれども、村としても農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想ということで、平成29年3月に村として策定をしております。その中でも、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成、確保に関する事項、あるいは定着に向けた取り組みということで、公益財団法人北海道農業公社や改良普及センター、あるいはJAさんと連携をしながら、いろんな形で希望者に対して村内に向けて就農に向けた情報等の提供を行うということになっております。また、長期的な取り組みとしても、生徒や学生に興味、関心を持ってもらって農業が将来の進路の一つになるということでも、そういうような形で各段階において働きかけをするということも記載をされております。集積ということもあるのですけれども、今議員ご指摘のとおり、1戸当たりの耕地面積が平均で49ヘクタールです。多い人になると100ヘクタールから、もっとそれ以上います。家

族経営といいますか、の中では労働条件から見ましても非常に厳しい状況にきているとは思うのです。まして、いろんな形で離農者の土地等で耕作をしますと、かなりみずからの圃場から離れた圃場に農作業に行かなければならない、そういう移動とかあるということでもあります。今熱中小学校を起点に東大のクレストが入って、自動のGPS等を活用した衛星を活用した無人トラクターの研究はまさにそういうことでありまして、東京の国家戦略特区の有識者会議の出席の折にも、本村のそれぞれの圃場の特徴ということで、離れているのだと、そういうようなところで移動手段として大変なご苦労なさっている生産者の方がたくさんおられるということで、ぜひとも技術革新としてその辺はしてほしいということをお願いしております。

村としても、今本当に前向きに検討させていただくと言いましたけれども、担い手センターがふさわしいのか、あるいは法人を設立してというようなことあるのですけれども、今実際に協議を重ねています。あるいは、安村議員さんからもご指摘がありました。非常にハードルが高いと、新規就農に関して。条例等の改正等も含めて、その部分も今検討を進めている段階であります。研修、特に酪農、畜産農家が半減することによって、哺育・育成牛の預託施設がJAさんとともに完成をし、今順調に推移をしているという状況の中ではありませんけれども、新たに酪農、畜産関係を含めましても研修場所、そして研修の宿泊、その部分をいかにして立てていくのかということを実際の問題としているいろんな管外の視察等々によって今具体的に進められています。喫緊の課題ということになっていますので、酪農、畜産だけではなくて畑作も含めて、新規就農、あるいは引き続き担い手となっていく後継者の問題等もありますので、その部分を今進めている議論をさらに加速化させて、しっかりとした形で皆さん方にご提示をさせていただきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 5番、上田さん。

○5番上田議員 最後の質問になりますけれども、今村長が言うように、確かにハードルが高いわけでありまして。このハードルの高い中身なのですけれども、条例は例えば平均面積何ヘクタール以上だとかいろいろありますよね、これは誰が見ても高いです。私は、同じハードルが高い中にも、更別における認定農業者の考え方なのです。今更別の平均の面積を確保しなくても、例えば園芸農家だとか、いろんな部分で新規就農者の確保はできるような気がするというよりも、しなければならないと思っているのです。先ほども言いましたけれども、今の更別が目指している農業形態、これを変える必要性は全く私もないと思っているのです。ただ、それだけではやっぱり戸数は減っていくのだろうというようなことで、当然配偶者対策なり、後継者対策なり、新規就農者対策、これがやっぱり必要だということで、できれば担い手センターが主力的にやっていくのがふさわしいのだろうと、そういうことで担い手センターというようなことを言っているわけでありまして。

いずれにしても、農業を取り巻く環境というのは米国抜きのTPPのイレブンの話もあ

りますし、いろいろこれから結果いかんによっては非常に厳しいというか、不透明な状況が続くと思います。こういうときにこそ本村農業の将来見据える必要性があるのだろうというふうには思っております。したがって、着実に1つずつできるところからやっていくべきだ。宿泊施設ももちろんですし、それから前回質問しましたけれども、要するに研修農場の必要性も含めて、総合的にやっていていただきたいなというふうに思っております。新規就農者対策、それから後継者対策、配偶者対策、酪農対策、いろいろありますけれども、着実に進んでいていただきたいなということで、その点についてまた、しつこい質問になりますけれども、これを最後の質問にしたいと思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 明確な形でお示しできないことが非常に申しわけなく思います。今継続して検討しているということですが、実際に推進部会ではいろんな形で進んでおります。その部分でしっかり作業を一つ一つ、今上田議員さんが言われたように進めていかなければいけないと思っておりますし、特に私自身は後継者の問題ではかなり村に戻ってきて後継ぎといたしますか、しているというような状況が非常に目につくわけですが、そういった部分についても、若いお嫁さんとか、いろんな方たちが来て農業に従事をするというような状況もあります。そういう点から考えると、農業分野だけではなくて、子育て支援にすごく力入れていますけれども、実際に本当に安心して農業に従事できる、そういうような環境整備を一方で総合的につくっていかねばならないというふうに考えております。

20年、30年を見据えたとき、本村の基幹産業、私はいろんな方に更別の農業は日本一であるというふうな、経営規模もそうですし、今までの諸先輩たち、生産者が掲げてきた経営技術、あるいはそういうような高度な経営の能力といたしますか、そういうものが脈々と受け継がれてきているわけです。それはぜひとも今後とも続けていかないとはいけませんし、特に若者が農業に対して希望と展望を持って、そしてしっかりとやりがいを持って取り組んでいく、そういう状況をつくっていくというのが行政の仕事でありますし、私の責務であるというふうに感じております。今後とも今ご指摘があった点、新規就農者あるいは後継者、そして配偶者の問題を総合的に勘案しながら、なおかつスピード感を持って、皆様方に早く具体的な案を提示できるように作業として前向きに取り進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 以上で終わらせていただきます。

○議 長 次に、7番、本多さん。

○7番本多議員 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

私の質問ですが、選挙公約の達成状況と新年度の重点施策についてお伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。西山村長が村政運営を担って2年8カ月になった

ところでございます。村長選におきましては、村づくり3原則、住みたい村、住み続けたい村、働ける村、訪れたい村を柱に、笑顔、笑い声があふれる住民一人一人が輝く更別村をキャッチフレーズに公約を掲げ、選挙戦を戦い、見事当選を果たしました。それ以来本村の課題に即応してスピード感を持って村政運営に当たっておるところでございますが、それにつきましては村民の皆さんも評価をしているところではないかというふうに思っております。

西山村長の任期は残すところ1年少々ということでございますが、住民にお約束しました公約の達成状況はどうか。また、今後の達成の見通しについてはどうか。また、任期の最終年になります新年度における重点施策は何かということについて村長にお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議 長 西山村長。

○村 長 本多議員の選挙公約の達成状況と新年度の重点施策についてのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、これまでの2年8カ月の間の私の選挙公約の達成状況であります。私は、平成27年7月に村民の皆様からご信任をいただき、村政運営の重責を今日まで担ってまいりました。子どもからお年寄りまで笑顔と笑い声があふれ、住民一人一人が輝く更別村を信条に、諸先輩方が築かれたこの豊かな更別村を村議会議員の皆様並びに村民の皆様のご理解とご協力をいただきながら村づくり3原則としてお示しした住みたい村、住み続けたい村、働ける村、訪れたい村を推し進め、第5期の更別村総合計画に掲げる「いつまでも住み続けたいまち 豊かさ・安心・笑顔あふれる夢大地」の実現に全力で取り組んでまいってきました。全ては村民のためという思いから、住民との対話を重視し、行政と住民の間における情報と意識の共有を進めるべく、情報の発信に努めております。また、広報には村長室だよりのコーナーを頂戴し、行政の取り組みや私の活動を身近に感じてもらえるよう、ガラス張りの村政に心がけているところであります。

私の公約の1つ目は、住みたい、住み続けたい村の実現を挙げております。この柱となるのは子育て支援と高齢者福祉、障害者福祉の向上であります。子育て支援におきましては、昨年4月に子育て応援課を設置しまして、子育て支援に関する窓口の一元化を図ってまいりました。ことし1月には子ども・子育て応援宣言を実施し、多くの村民や職場の皆さんのご賛同をいただいたところであります。また、子育て世代の負担軽減策として、多子世帯保育料軽減事業、子ども医療給付費事業の対象年齢の拡大、子ども予防接種事業、母子保健事業、特定不妊治療助成などを行うとともに、園舎の老朽化が進んだ上更別幼稚園につきましては来年4月から上更別認定こども園に移行するものとし、現在工事は最終段階に入っております。高齢者福祉におきましては、地域包括ケアシステムの確立に向けて医療と福祉、介護などの連携を進めるとともに、認知症予防、介護予防に結びつく各種事業の推進、また障害者福祉では就労支援施設B型事業所の村内初設置の整備につきまして支援を行ってきております。リラクタウン構想につきましては、構想の再構築に向けて

計画の検討と親の会など当事者の皆さんと意見交換を継続しているところであります。

次に、公約の2つ目、働ける村につきましては、農業、商工業の振興、雇用機会の創出への取り組みであります。基幹産業である農業につきましては、若者や後継者が夢を持てる農業を目指す必要があることから、道営事業を中心とする基盤整備事業、明渠排水事業などの実施とともに、酪農家の戸数減少により危機的な状況を迎えていることから、畜産クラスター計画に基づく哺育・育成牛預託施設の整備推進、関連するソフト事業への支援を行っております。商工業につきましては、街なか交流館ma・na・ca整備への支援、中小企業振興条例の申請店に伴うふるさと創生基金事業の拡充により支援を充実、今年度は新たに2つの店舗がオープンしたところであります。また、地域商業振興事業、抽せん券発行事業、地元雇用促進事業などにより商店街の振興と雇用の確保に取り組んでおります。

公約の3つ目、訪れたい村につきましては、人の流れを創出する観光振興の推進、交流人口の増加など、魅力あふれ、訪れたい村更別の実現に向けた取り組みであります。農村公園大型遊具のPRやトラクターBAMBAなどの各種イベントへの支援、すももの里のスマモを活用した特産品開発の振興など、更別の魅力アップに取り組んでおります。また、観光施設では、今年度補正予算によりカントリーパークの改修事業ということでご承認いただきましたけれども、老朽化したトレーラーハウスの更新など施設の改修を進め、集客のアップ、滞在客のアップに取り組むものでございます。また、新たな人の流れとしては、旧開発南部事業所跡地に十勝さらべつ熱中小学校を開校したことによりまして、さまざまな目的を持った意欲ある皆さんが村内外から集まってくるようになりまして、今後人材育成、地域の活性化や新たな働く場所の雇用などにつながるものと考えております。

このほかにも、暮らしやすい生活環境の整備として、公営住宅若葉団地の建設や長寿命化事業、道路整備や橋梁改修事業、下水道施設の長寿命化などに努めてまいりました。また、安心、安全の面では、消防の広域化とともに設備、備品等の更新、高規格救急車の導入ということもあります。防災無線の施設更新などに取り組み、災害への備えを整えるとともに、保健、医療面では各種検診事業、予防接種への助成、また診療所医師体制の確保、現在4名体制でありますけれども、ともに来年度開始する24時間訪問看護ステーションの誘致により来年度から訪問診療体制と医療、介護等を結合して進めていきたいということでもあります。住みなれた自宅で安心して医療を受けられる、そういう体制を整えていっております。

教育や人づくりの面につきましては、地域の皆さんのご理解とご協力のもと、各学校の情報通信環境の整備、ALTの配置、中札内村との指導主事共同設置等により教育環境の充実を図るとともに、更別農業高校生の生徒確保の取り組み、さらには昨年高校とエア・ウォーターとの連携により3種類のスープを新たな特産品として開発し、今年度はスマモカレーが2月に市場に展開することになっておりますということで、生徒の学習体験の向上につながるのと同時に、本村のPRに一役買っていただいているところであります。また、

東松島市のどんぐり子ども交流では、交流の継続によりきずなを深めているところであり
ます。先ほど渥美市長さんからも電話ありましたけれども、今度は社会福祉協議会、本村
と東松島市の社会福祉協議会で災害を含めた協定を今月結ぶということになっております。
協働等の取り組みにおいては、環境美化活動や交通安全の取り組み、これまでの協働事業
の見直しを行い、活動支援の範囲を拡大し、住民による自主的な取り組みの促進により協
働のまちづくり、住民が主体となった村づくりの推進に努めてまいりました。

このように、公約については一通り取り組みを進めているものであり、これらの取り組
みにより、子どもからお年寄りまで笑顔と笑い声があふれ、住民一人一人が輝く更別村に
近づいていると評価をしていただけるものと考えているところでもあります。ただ、しかし
ながら、国においては経済分野ではアベノミクス効果により税収による伸びを期待されて
おりますけれども、国の借金は現在ふえ続けているとともに、財政規律のもと地方交付税
や、また国庫補助金の削減の動きなど、また最近では地方の自治体の基金について、これ
に対する調査、見直し、それをもとにした交付税の削減という先行き不透明な状況も続い
ているのが事実であります。人口減少問題、少子化、高齢化といった社会全体にかかわる
課題について、地方としてもあるべき姿を整理し、将来にわたって維持のできる社会の創
造が求められていると考えております。私の任期は残り1年と4カ月余りですけれども、
今後とも全力でスピード感を持って村民の皆様への負託に応える、またご理解をいただける
よう鋭意政策立案、そして実行してまいりたいというふうに思っている所存であります。

続きまして、新年度の重点施策でありますけれども、第6期の総合計画のスタートとい
うこともあります。1つは、やはり村の基幹産業である農業、さらには商工業などの産業
力の向上を図るということ、2つ目には観光分野など新たな人の流れを生み出す取り組み、
3つ目には少子化の進む中での高齢者福祉、保健、医療、介護の連携、そして課題となっ
ている結婚、出産、子育て関連施策、更別版ネウボラを来年度から実施をしたいというふ
うに考えておりますけれども、そういうようなことを重点に実施をしていきたい。まちづ
くりは人づくりという観点から、これから本村を担うたくましい人材の育成にも力を注い
でまいりたいと思います。

具体的には、農業基盤整備の中では、昨年台風の被害に遭いました。滞水とか冠水とか
というような状況ありました。上更別地域も含めて、これは大型の明渠排水をつくらなけ
れば将来に禍根を残すこととなります。私は全精力を挙げて、農業基盤整備、それに伴う
河川改修等も含めまして農地の基盤整備に全力を尽くしてまいりたいというふうに考えて
おります。商工業の活性化におきまして、高木議員さんからご指摘、ご提案ありました
更別版のハローワーク、これはぜひとも来年度から実現できるように、関係機関との調整、
そして制度設計をしております。ぜひともこれを実現して、村内雇用の本当に具体的な充
実を図っていきたく思います。また、先ほどの担い手、後継者問題ありましたけれども、
国家戦略特区をぜひとも取得し、そしてスマート1次産業、農業のこれからの未来を担う
技術革新を小さな村の大きな挑戦ということで、この村から世界に向けて最先端農業技術

の発信をしていきたいというふうに考えております。

さらには、リラクタウン構想再構築ということでもあります。いろんな関係者の方々と今協議を進めておりますけれども、この部分についてしっかり一歩、二歩踏み出して、実現に向けて再構築をしていきたいというふうに思っております。介護、福祉、教育、その連携、そして先ほどもお話をしました24時間訪問看護、その部分を含めてしっかり頑張っていきたいというふうに思っています。観光、いろいろと注目を浴びています。いろんなお話も伺っております。そういった中で、交流人口や滞在人口の増加を目指していきたいというふうに思っておりますし、熱中小学校を核にした地域創生、これに拍車をかけるべく、しっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますし、ことしやっといろんな議員の皆様方のご理解を得ながら施設が完成するわけでございます。

私は、スタートの地点に立ったというふうに考えています。いかにこの部分で4年後、5年後、交付金が国からの手当てがなくなったときにどうやって自立をしていくのかということも含めましてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。新年度は第6期の総合計画のスタートとなる年であります。テーマとして掲げました「住みたい 住み続けたい村 ともにつくりよう みんなの夢大地」の実現に向けた第一歩を踏み出せるよう、あわせて私が今まで取り組んでまいりました政策を着実に進め、これからも全力で取り組んでまいりたいというふうに思います。

冒頭の招集の挨拶でも申し上げましたけれども、なすべきときは今であるというふうに考えております。今なくして将来の更別村の存続はあり得ません。そういった意味で、スピード感と政策をしっかりと着実に実行していくということを決意しながら、一つ一つ確実に政策を実行しながら全力で村づくりに取り組んでまいりたいと、こう考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 答弁大変ありがとうございました。選挙公約につきましては、ただいまの村長のご答弁のとおり、ほぼ達成に近づいているのではないかなというふうに思っております。住民の皆さんもそのように評価しているのでないかなというふうに思っております。残り1年間でございますけれども、100%の達成に向けて鋭意努力をしていただきたいというふうに思います。

それで、村長も公約達成のために新しい事業を何件かされておりますが、新事業に着手するに当たりまして、いつも常々村長はスピード感を持ってというお話をしておりますが、本当に速いわけです。たまたま議会対応におきましてもいろいろと事務方の説明を聞いたりにしているわけですが、事務方のほうの大変苦慮している場面が多々見られます。こういうことを考えますと、ちょっと言葉は悪いのですが、村長飛びついて先走りをしているのではないかなという心配があるわけです。そういったことで、提案されるまで内部的にはあらゆる角度から十分調査検討されて、事務方と共通の認識を持って提案されなければいけないというふうに私も思っているところでございますが、新規事業これから

もあると思いますけれども、事業に着手するに当たり、どのようなプロセスといいますか、過程をもって提案に至るのか、その辺についてちょっとお伺いしたいなというふうに、通告とはちょっと外れているかもしれませんが、公約達成のためにやっていることでございますので、その辺について説明願いたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今本多議員さんからお話がありました。新規事業等、積極的に取り組んでまいっているわけでございます。私の信条としては、秀吉の例ではありませんけれども、前髪を今つかまなければ、そのチャンスは逃げてしまうというようなことわざ、格言があります。人の成功を見てから取り組んだのでは手おくれであると、人がやっていない。フロンティア精神で、先々リスクは大きいのですけれども、取り組むということです。私が尊敬する浦幌の久門教育長さんがおっしゃいました。豊かな更別村を変えてはいけません。それを持続、継続するために村長は努力しなければいけない。ただし、この時代の激変する状況においては、絶えず変わらないためには変わらなければいけない。そのためには、時代の先をよく読み、そして情勢を分析しながら、今何が必要であるかということ優先課題をつけてしっかりとやる必要があるというふうに考えていました。また、ある市長さんには、いろんな新規事業に取り組むことによってこんなお話をされました。たくさんいろいろと取り組んでいると、それは決していろんなところに目が移っているということではなくて、私は評価をしているというふうにおっしゃられました。何もしないで、そして何も得られないよりは、挑戦をして、たとえ失敗してもそこから学びと教訓が生まれると。だから、やればやるほど村のためにもなるし、いろんな行政のためにもなるし、村民のためにもなるということを考えて実行しなさいということを言われました。

また、職員の話も今されたわけですがけれども、私は職員を信頼しております。実際にスピード感を持って動かなければ、特に国のいろんな交付税あるいは助成、企画については1週間の中で2回ほど東京に上京しなければいけないような状況もあります。今の書類をすぐに書きかえて、3日後に持ってきたさい。あるいは、どこどこの審議会、あるいはどこどこの参事官とお話をさせますから、速やかにその計画を書いて持ってきたさいというようなお話もありました。私は、そういうようなことに対応できる職員が必要だというふうに考えています。いろんな認知症の問題とか、大人の学びやとか、保健福祉課あるいは企画課、いろんな課において率先して職員が動いてくれています。次にこういうことについてどうしたらいいのかなというようなことを聞きますと、それについて1提案しても、10提案して、書いて計画を持ってきてくれる職員がいます。そういうような形で、私は決して私が走っているという認識は持っておりません。着実に私の政治信条なり、あるいは政策について理解をし、そしてどうしたらそれが実現できるのかということで、ともにお互いに同じベクトルを持って一緒にやっという職員がいますし、これからもふえていくというふうに考えております。

そして、そういうような形で、今新しい熱中小学校もそうですし、国家戦略特区の問題

もそうです。あと観光等の問題もありますし、宇宙の問題ではデータベースセンター基地をぜひとも更別村に誘致をしたいということも考えて、いろんな形で政府機関にも今働きかけをしております。そういった中においては、いろんな計画の再編成とか、いろんな展望とか、文書にまとめなければいけませんし、それについて勉強し、そしてそれを持ってきてくれるということが必要であると思います。この間もお話ししましたが、議会の冒頭、あるいは一般質問の中もお話ししました。今からの自治体職員は、与えられた仕事をこなすだけではだめなのです。今からの職員は、いかにニーズを把握し、先を読み、分析し、そしてそれを実際に政策として形のあるものにして提案をしていく、そういう能力が今自治体職員には求められていると思います。もちろん村民との協働の過程で一緒にやっていかなければならないということも含めてそうですけれども、私はそういう観点で新しい事業、おかげさまでいろんな方と知り合うことができ、そこからいろんなお話が来ています。いろいろとその中で分析をしながら、これは村のためになるという部分については積極的にスピード感を持ってこれからも進めていきたいと思っておりますし、職員にはぜひとも一緒になってそういうような形で将来の村のあり方を考えたときにどうすればいいのかということをとともに考え、行動してくれる職員を育てたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 7番、本多さん。

○7番本多議員 新規事業をスピード感を持ってやるのも大切なことだというふうに思いますけれども、失敗となりますとそれが負の財産といいますか、お荷物になりますので、その辺は十分共通認識を持った中で、協議した中で提案していただきたいというふうに思っております。

それで、次に新年度の重点施策につきましては、答弁の中では本村の現在の課題となっている部分を重点に実施するというところでございましたけれども、私は具体的にどういったことを新しいことをやるのだとか、いろいろそういう施策があると思うので、その辺についてちょっと聞きたかったなというふうに思っておりますのですけれども、もしお答えできるのであれば、ちょっとお答えしていただきたいなというふうに思います。

○議長 長 西山村長。

○村長 細かい部分では、この間の行政区長会議のときにお示しました平成30年度主な事業予定につきましてということで、住宅、上下水道、生活基盤分野において13項目にわたって提案をしております。来年実施をする公営住宅の長寿命化もありますし、下水道の設備整備事業、あるいは橋梁点検、道路の舗装等を含めましてインフラの整備につきましては進めていきたいというふうに思いますし、長寿命化では曙団地の整備事業ということで始まりますので、その部分をしっかりやっていきたいというふうに考えています。

農林水産、商工業の分野では、農業分野では先ほど申しましたとおり土づくりのこれも22項目ありますけれども、畜産、畑作、全て含めましてクラスターの問題とか含めまして

やっていきたいなというふうに思っております。明渠排水路の経費も計上しております。いろんな形で、先ほど言いましたように上更別の明渠排水等も含めまして具体的に進展をさせていきたいということと、まだまだ台風の被害が全部なくなったわけではありませんということで、そこの基盤整備のところ、まだ生産者の方努力しておられるということもお聞きしていますし、土づくりということも基本でありますし、その部分を含めまして、そういう基盤づくりに向けてしっかりと取り組まなければならないのではないかなというふうなことを考えております。商工業については、2件新しくなりましたが、利子補給事業であるとか、ふるさと創生基金でありますとか、活性化していくためにはその部分しっかりと商工会を中心として商工業についてもしっかり後押しをしていきたいというふうに思っていますし、特に観光の面ではカントリーパークの改修事業もありまして、いろんな形で昨年度央圏あるいは関西圏からも旅行者といいますか、訪れる方たちがたくさんふえております。そういった方たちについてその部分の受け皿づくりとか、いろんな企画をどんどん前に進めていかなければならないというふうに思います。

あと、保健、健康、医療、福祉分野では、新たに介護と医療を結ぶコーディネーターが必要ということ現場から強く言われています。包括ケア確立のためにも、またこれが医療であり、これが介護であるというふうに線引きがしっかりできなくて、横展開しなければ解決できない部分があります。その部分をしっかりとやっていきたいということであります。これを含めまして、子育ての支援の包括支援センター、さっきネウボラということもありましたけれども、そのセンターの運営事業等もやっていきたいと思っておりますし、念願の24時間訪問看護ステーションの確立と看護師2人体制ということで、もうすぐ引っ越してこられます。師長さん、あるいは管理職の方がこちらに引っ越してこられて、そして更別村の医療について貢献したいというありがたいお話を伺っております。ぜひとも安心しておうちの中で医療が受けられるようにしっかり頑張っていきたいというふうに思います。

あと、防災です。消防、救急等ということで、Jアラートの受信機等々の問題も含めましてしっかりと、北朝鮮がミサイルを発射して2回もJアラートが鳴ったわけですが、この部分の危機管理というのは国と地方自治体に強く危機管理体制が求められているというふうに判断をしておりますので、その分野しっかりとやっていきたいというふうに思っています。

あと、教育、子育て支援のところでは、芸術、文化、スポーツ、子育て支援、学校教育等につきましてもこれまで以上に促進を図っていきたいということで、本当にしっかりとやっていきたいというふうに思っていますし、特に中学校の改修事業であるとか、農業高校の生徒の確保の問題であるとか、応援課の部分であるとか、具体的な部分について実際にやっていきたいというふうに考えております。

あとコミュニティーのまちづくりということで、住民参画協働活動の交付金等々、事業も拡大しております。それもしっかり今年度からやっていきたいと思っておりますし、熱中小学校の部分、地方創生の交付金を活用した部分、さらにはこれは農協青年部や商工会青

年部から強く言われていますけれども、農業青年者に限らず、婚活についてしっかり取り組んでいくということで要望してほしいということ要望されています。来年度は予算化をして、ぜひとも若者たちのそのようなパートナーを見つけられる取り組みをしっかりと努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 あと1年の任期でございますので、精いっぱい他町村と余り飛び抜けない程度に頑張っていたきたいというふうに思います。

私の質問終わります。

○議長 長 引き続き、3番、高木さん。

○3番高木議員 通告書に従い、一般質問をさせていただきたいと思っております。

今回一般質問させていただく内容としましては、観光と交流人口対策の体制強化についてということで、主に観光の取り組みの今後の方向性、関係団体との連携強化について、さらに庁内の機構改革等についてご質問させていただきたいと思っております。現在北海道や十勝においては、食と観光に重点的に取り組みを進めております。十勝管内連携のものや南十勝での連携と観光の活性化が進んでいる現状です。シーニックの南十勝夢街道、日高東部との日勝半島道の駅連携、サイクルツーリズムの推進、農村体験等さまざまな観光の形で行われております。

村では、PR事業や特産品開発を中心とした観光を行ってきているわけですが、西山村長就任以降積極的に交流人口増に向けた取り組みが行われています。常日ごろから村長は南十勝に今風が吹いていると言われるように、高規格の延伸、大樹の航空宇宙基地、熱中小学校、大型遊具、スマート農業と可能性を探る機会です。村では、トラクターBAMB Aを初めさまざまなイベントを実施していますが、観光の取り組みには多くの選択肢があります。これらの村の方向性についてお考えを伺いたいという部分であります。

さらに、村の観光の体制は産業課に事務局を置いていますどんぐり推進部会、観光協会という、さらに3名の地域協力隊という部分が主に担っているわけであります。村では、物産の民間連携が他町村に比べて少なく、イベント、特産品開発や物産協会等を設置する連携強化、体制強化の検討をすべきではないだろうかと思っております。村の産業形態や農業形態などから、他の自治体と同じようにはならないような観光の状態でございますが、それは十分理解しているわけですが、これからきっちりとした体制づくりを進めていかなければならないと思っております。総合計画も策定され、スノーピークとの協定締結、さらにカントリーパークの改修等、観光事業が増加している中、庁内の業務のあり方、受け入れ態勢の充実が求められています。職員定数など課題が多く、なかなか職員の拡大、業務の効率化等難しい部分がございますが、専門的な部署の設置、協力隊のあり方も含め、機構改革に取り組んで、さらに観光と交流人口の増に向けた取り組みをしていただきたいと思いますと考えております。このことにつきまして村長のお考えをお伺いしたいと思っております。よろ

しくお願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 高木議員の観光と交流人口対策の体制強化について、質問にお答えをしたいというふうに思います。

ご質問にありますとおり、昨今の観光産業を取り巻く情勢は海外からの観光入り込み数の増加による経済効果が注目されてきたことから、国や北海道においても観光を対象とした新たな事業の創出が活発化しております。自治体間においてもさまざまな枠組みの広域的な連携による観光事業の取り組みが増加をしているところであります。こうした中で、観光をなりわいとする事業者の少ない本村においては、道の駅、オートキャンプ場、どんぐり公園、大型遊具など観光資源の整備や各種イベントの開催支援を行うほか、熱中小学校における人材育成事業を通じた交流人口の増加対策に努めてまいっているところであります。また、民間事業者や更別農業高校における特産品開発も活発化しております。毎年のように品数がふえてきている状況にありますが、昨年は自転車を使った体験型観光を提供する事業者の開業もあり、村全体で村のPRに取り組んでいただいていると実感しているところであります。今後もこうした自主的な活動が観光ビジネスとして成立し、交流人口、滞在人口の増加や地域経済活性化につながるよう、効率的な情報発信などの支援を行う必要があると考えております。

村の観光業務の推進体制につきましては、産業課が所管をして観光協会やどんぐり推進部会の事務局が担うほか、地域おこし協力隊、ご指摘のとおり配置をしているところであります。また、自然環境を含む村内の観光資源の磨き上げを行うとともに、これらの資源を有機的にどう結びつけるかということで、交流人口を増加させ、地域の活性化を図るため、先般株式会社スノーピークと包括連携協定を締結したところであります。この包括連携協定を実効あるものとして進め、幅広くまちづくりに関係させていくことから、企画政策課等もその中に入って所管をしているところであります。

高木議員さんのご指摘もありますとおり、観光に関する業務は増加傾向にあり、いろいろなチャンス、お話も来ております。村としても官民を含む多様な連携の枠組みを効果的に活用していきたいというふうに考えておりますし、今加速度に状況変化が起きているという状況にあります。現在は、業務体制の変更について具体的にという、喫緊の課題であるということは私も認識しておりますけれども、現段階では限られた定数の中で業務を推進していきたいというふうに考えておりますけれども、状況変化によりましては速やかに体制強化、あるいは地域おこし協力隊の配置等々を含めまして検討を前向きにしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとしたいと思えます。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 答弁どうもありがとうございます。前段本多議員も施策等も含めて今までの村長の実績も含めて質問した中にも、観光という言葉が多く出てきております。観光

といってもさまざまな形がございますので、何に向かっていくのかというところが非常に難しいところで、どこを重点にするのかというのも本当に一番難しいところで、間違ったところの方向性に進んでいくと何も進んでいかないというのが現状です。特に更別は、先ほど村長が言いましたように観光に関する事業所等も本当に少なく、今まで観光のビジネスという部分については管内のほかの町村に比べるとどうしてもまだおこなわれている部分があるのだらうと思っております。しかし、ここにきて北海道で観光審議会ということの中で知事のほうから諮問を受けて、今さまざまに取り組みを行っている中で、今後の観光振興に対する財政の調査も今始まっているところであります。今後北海道も含めて、大きく観光に向けての取り組みがどんどん本当に加速化している状況です。

今南十勝におきましても、帯広の商工会議所も含めてですが、日高東部との部分含めまして、あとシーニック、さらに先日も振興局と開発の地域づくりの懇談会もありました。その中においては、十勝南モデル地域圏域検討会ということで立ち上げも始まった中で、どうやって南十勝でつくっていくのかということも今検討がまた始まりました。これだけ南十勝、大樹の航空宇宙の関係もございますし、本当に伸びる要素をたくさん持っている南十勝が今十勝の中でも注目を浴びているという中で、今の現状の更別村の観光に対する体制で十分にそれが補っていけるのか、おくれをとらないのかと。ほかの町村に負けないでついていくためには、やっぱり体制の強化、関係者の連携、こういうものを今強化しなければ、どうしても更別村だけ置いていかれる可能性が強いのではないかという懸念がともあります。

こういう部分でしっかりと行政が先頭になって、そういう部分をきっちりとケアしていかなければならないと思っております。今までの更別村の観光協会の事業にしましても、十勝観光連との事業内容の関係での連携とごく一部のイベントという中で、余り大きく重立った事業という部分も今観光協会の中では行うような会員のメンバーでもございませんから、行政が観光協会にどうしなさいということにはちょっと言えませんけれども、もちろんそれは観光協会がみずから変わっていくということが必要ではありますが、村が頑張るので、観光協会もという連携の仕方もあるのかなと思っております。さらに、物産に關しましてはどんぐり推進部会が担っているわけですが、これについては開発研究、調査と、こういう部分が重立った部分の事業の内容でありまして、物産販売という部分については民間の産業振興公社が担っている部分、一手に担っているわけで、そういう部分ではもう少し他の事業者含めたきちっとした物産協会並みの連携という、組織づくりというものも今後はやっぱり検討していかなければ、今エア・ウォーターと農業高校の特産品開発というプロジェクトもどんどん進んでいるわけですから、そこも含めた中でどうちゃんとした組織としていくのかということも課題の一つではないかなと思っております。

こういう部分も含めて更別村の観光に関連する体制づくりをどうするのか、もう少し何か具体的なお考えがもしあれば、お聞かせ願いたいなと思っております。よろしく願います。

○議 長 西山村長。

○村 長 全く高木議員さんのご指摘のとおりであります。今は、体制強化も含めまして、本当に大きな課題として捉えています。それは、先ほど議員さんもおっしゃったように、南十勝に関してさまざまな国の指定、道の指定、あるいは日高を含めた圏域、広域圏域、いろんな部分で来ています。あと、個別の課題としてもいろんな形で、観光については資源乏しいというふうにお話もありますけれども、決して私は更別村は魅力のない、そういうものではないと思っていますし、資源はたくさんあると思っています。第6期の総合計画の中でも、観光関連産業ということでかなり重点を入れるということで、資源の充実と観光情報の発信、イベントの開催、広域連携による観光の振興、あるいはお土産とか特産品のPRということを含めると、ご指摘のとおり、今の体制の中ではかなりいろんな課を横展開もして縦断的に横断的にやっていくときもあるのですけれども、かなり私としては厳しい状況にきているのではないかなというようなことを思っています。窓口がいろいろと対応等についてもどこが担うのかというような部分もありますし、そういった部分でお隣の中札内村は観光協会ということで強化をされましたようです。そういうような部分もしっかりとやりながら、でもいずれはということではこれは間に合わないというふうに考えています。

今本当に、この間ロケットのときも宿泊施設はほぼ南十勝全部満杯です。あいているところは一つもないというような状況、あれだけの人数が来る。あるいは、イベント等についてもいろんな形で来て、この間はインバウンドも含めましてそうですけれども、ミャンマーの中小企業家の商工会の方が見えられて、17人、JICAを含めると20人近く村で泊まり、村を見学し、そして村の食材でおいしく食べていただいたということがふえてきています。きのうはウガンダ、そして土曜日にはフィリピンから留学生、日本語スピーチに来る留学生がホームステイに来ます。外国との部分も含めてしっかりやっていかなければいけない。それには、やっぱり体制強化なのです。今私の中では、地域おこし隊の役割とか、更別産うどんを生産している部分もありますけれども、いろんな部分で力がそがれているとは言いませんけれども、適材適所といいますか、あるいは本当に思いきって人材をふやして配置をして、そしてやっけないと、今からの状況の中では本当に厳しい状況なのかなというようなことを思っています。かなり注目されていますので、その部分でしっかりと対応、受け入れ、あるいはアピールも含めましてやっけないかなというふうに考えています。

スノーピークさんとの提携により、地方創生の観点から、そういうばらばらになった観光資源をどういうふうにも有効的につなげていくかという部分については、コンサル等にかけて提案をしていただきたいというふうに考えておりますけれども、内部の体制強化も非常に大きな部分ありますので、その部分今本当に検討を産業課等の中でしておりますので、これも近いうちに具体的にお示しをできればいいのかなというようなことを思っていますし、その部分はしっかりと私自身としては速やかに解決しなければならない課題であるという

ふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 ありがとうございます。今後検討しながら進めていただくという話もありますが、ここでまたもう一步先に踏み込んだところで質問させていただきたいなと思っております。

今更別で観光部門にかかわってくるなという部分では、熱中小の中の事業展開もそうですし、スマート農業もそうですし、施設もそうですし、イベントも、多種にわたっています。こういう部分で担当課についてもいろいろなところに広がっているという部分で、実際にどこが窓口なのだろう、どこが中心なのだろうということで、本当に統一性がちょっとつukれない状況の中に今いるのだろうと思います。そういう部分で、もちろん庁内で連携すればいいだけなのですが、ただそれだけでは追いつかないぐらい今さまざまなことができ上がってきていますので、ここはきっちりと本当に誰が責任を持って進めるのかという構築というのはどうしても重要になってくるのだろうなと思っております。

観光協会につきましても、隣の中札内村については村の設置ではあるのですが、事務局長を設置して、事務員まで置いてと、一応個別のような形でしっかりと活動を独自の形でしているという、管内においても何町村かそういう形で行っております。更別の観光協会は、よそに比べるとやっぱりまだ少し弱いという部分がどうしても否めない部分があるだろうと思っております。ただ、今管内の観光協会どこも岐路に立っているみたいで、どこも課題を多く抱えているのが現状ですので、本当に新たに形をつくっていくのであれば、今皆さんが抱えている課題も含めた中でのきっちりとした検討をしなければ、スタートしたはいいけれども、先に進まないということもありますので、この辺はじっくりと検討が十分必要ではないかなと思っております。

それと、地域おこし協力隊ということで現在3名設置しているわけですが、30年度の事業予定という中にも3名分記載されております。観光1名、特産品開発2名という形での設置になっております。実際にここで地域協力隊の特産品部門のこの2名については、もういいのではないかと。うどんづくりの部分については、これはもう民間に預けて、村として地域おこし隊にやってもらう事業ではないという段階にもう来ているのではないかなと思っております。現在においても、村の協力隊がつくって、民間がそれを販売しているというか、取り扱っているわけですから、ここはもう民間につくるところから預けて、3名の観光の地域おこし協力隊をつくって、しっかりとその3人で構築していくというのも一つの方法ではないかなと思っております。うどんの製作につきましては、前岡出村長のときに提案がありました開発跡地のうどんの工房も含めて、それについては我々議会のほうも先の部分も含めて否決という形で一度ストップしている部分がありますので、それを今ここで民間になるとまた少し難しい部分あるのかもしれませんが、村としてはもうここまで村のうどんづくりについては軌道に乗ってきているわけですから、ここはさらに民間

の募集をかけることも必要でしょうし、少し考える時期に来たのではないかなと思っております。

話を聞きますと、うどんの売れ方が最近余りよくないというような話もありますので、ちょっと苦勞しているという部分もありますので、これはもう少しやり方を変えるためには、もちろん今販売している公社の努力も必要でしょうけれども、もしさらにどんどん広げていける事業所が手を挙げるのであれば、そういうところに預けていくということも一つの選択肢にはなってくると思いますので、ここは思い切って、職員定数の問題も含めて庁内の部分も含めてなかなか新しい課をつくるのは今難しい、さらに人員をふやすのも難しいというのであれば地域おこし隊を活用するしか、一番の早く動けるのはそこにくるのではないかなと思っておりますので、この辺もある程度検討を始めていただくというのがいいのではないかなと考えておりますが、そういう部分も含めて、身近な庁舎内、さらにそういう関係者の団体についての考えがもし何かあれば、最後によりしくお願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 高木議員さんの考え方と私一緒であります。地域おこし隊、今頑張って3名来ています。いろんなイベントとか、特産品開発とか携わっておりますけれども、私はうどんをつくっているときには必ずそのうちの何回かはのぞきに行くことにしています。かなり彼らは朝から頑張って、午前中だけの子もいますし、一人で頑張らずっとやる子もいます。本来的にはここに地域おこし隊として来たときには、うどんをつくるということではなくて、いろんな特産品をつくりたい、あるいは観光に対して自分が持ってきたノウハウ、いろんな職種のスペシャリストもいるわけですから、そのことを、自分の力をその部分でこの村に生かしたいのだということを聞いています。その部分では、自分としては彼らの思いを生かし切れていないというのが率直なところだと思いますし、今おっしゃったとおり、うどんづくりを民間、あるいは熱中とかもいろいろありますけれども、いろんなところの部分でそのラインをつくって、そこに任せるということも一つの方法でありますし、本当に課を設置したりというのはかなり厳しいような状況もありますし、人員の定数の問題もありますけれども、本来的にはそういうのが確實だとは思うのですが、今本当に検討できるとすれば、私もずっとそのことについては各課と話をしていますが、地域おこし隊の活用を新たな形で、うどんづくりではなくて、そこはほかにお任せして、彼らの力を観光とかいろんな部分で発揮させるようにしてはどうかというようなことで実際に話はしております。議員さんおっしゃるとおり、高木議員おっしゃるとおりだと思いますし、私もそういうような方向でしっかりと検討を進めてまいりたいと思います。

観光協会のあり方、それとか窓口が企画だったり、産業課であったり、非常に多岐にわたっているのです、私も混乱する場合があります。今いろんなお話が来ていて、例えばアジアの映画のロケ地とか、いろんな部分のお話も来ています。ただし、それで下見に来るといったときに、それをどの部分で担ってもらおうのかということですので、観光部門とか、産業課とか、いろんなところもありますけれども、インバウンドだったら国

際的な交流ということから企画とか、いろんなところにもいくわけですけども、そのところはきちんと整理をして、どの部署がどういうふうに責任を持っていくのかということをやっぱり整理しなければならない時期に来ているのです。だから、ご指摘のとおり検討を前向きに進めさせていただいて、体制強化に向けて本当に真剣に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 どうもありがとうございました。これで一般質問を終わりたいと思います。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎発言の訂正

○議 長 ここで、休憩中に11日の会議での議案第63号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件における答弁の修正について西山村長より発言を求められましたので、これを許します。

西山村長。

○村 長 大変ご迷惑かけております。議案第63号の更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件で、私あるいは課長含め答弁の中で指定管理者を含むところの部分について公募あるいは募集という言葉を使いましたということで、改めてそのことを含めまして今検討中であるというふうに修正をお願いしたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 説明が終わりましたので、皆さんよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○議 長 それでは、この件は終了させていただきます。

◎日程第7 議員の派遣の件

○議 長 日程第7、議員の派遣の件を議題といたします。

平成30年1月19日に村内で開催をされる村づくり懇談会に全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、平成30年1月19日に村内で開催をされる村づくり懇談会に全議員を派遣することに決定をいたしました。

◎日程第8 閉会中の所管事務調査の件

○議 長 日程第8、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会は幼保一元化について、産業文教常任委員会は畜産クラスター事業について、議会運営委員会は議会の運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、それぞれ各委員長より閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

◎閉会の議決

○議 長 以上をもちまして本定例会に付議をされた案件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議 長 これにて平成29年第4回更別村議会定例会を閉会をいたします。

(午後 7時19分閉会)